

令和5年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月7日（木曜日）

議事日程第3号

令和5年9月7日（木曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	20番	渡部聖一	議員
	3番	佐藤正人	議員
	5番	大友孝徳	議員
	8番	佐藤健司	議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第149号 1件

第4. 決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任

第5. 提出議案・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（21人）

1番	阿部十全	2番	小川幾代	3番	佐藤正人
4番	佐々木隆一	5番	大友孝徳	6番	松本学
7番	佐藤義之	8番	佐藤健司	9番	小松浩一
10番	泉谷赳馬	11番	甫仮貴子	12番	堀井新太郎
14番	三浦晃	15番	正木修一	16番	吉田朋子
17番	高橋信雄	18番	長沼久利	19番	高橋和子
20番	渡部聖一	21番	三浦秀雄	22番	伊藤順男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦守	総務部長	小川裕之
企画振興部長	阿部徹	健康福祉部長	小松等
産業振興部長	齋藤喜紀	観光文化スポーツ部長	高橋重保
建設部長	五十嵐保	教育次長	木内卓朗
企業局長	小番竜太郎	消防長	佐藤英樹
総務部危機管理監	渡部友善	総務課長	遠藤裕文

行政改革推進課長	小 番 正 明	地域づくり推進課長	佐 藤 昌 司
こども未来課長兼こどもプラザ館長	渡 部 直 子	長寿生きがい課長	真 坂 輝 仁
農業振興課長	伊 藤 康	エネルギー政策課長	渡 辺 幸 弘
観光振興課長	佐 藤 徳 和	建設管理課長	東海林 健 悟
教育総務課長	三 浦 雄 一 郎	学校教育課長	倉 田 和 人
水道課長	三 浦 真 樹	下水道課長	斎 藤 英 樹
消防本部総務課長	佐 藤 勝 則		

議会事務局職員出席者

局 長	鎌 田 直 人	次 長	齋 藤 剛
書 記	村 上 大 輔	書 記	松 山 直 也
書 記	高 野 周 平		

午前 9時30分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

16番吉田朋子さんより、遅刻の届出があります。

出席議員は20名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（伊藤順男） それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（伊藤順男） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に努めるようお願いします。

20番渡部聖一さんの発言を許します。20番渡部聖一さん。

【20番（渡部聖一議員）登壇】

○20番（渡部聖一） おはようございます。高志会の渡部聖一であります。一般質問も2日目ですが、議長より許可をいただきましたので、本日の1番目として質問させていただきます。

今年の夏は、大雨被害を受けた7月中旬以降、これまで経験したことのない連日の真夏日や猛暑日が続いていることから、農作物はじめ各種産業等への影響が大きく、出来秋状況が心配されるところであります。

また、暑さで体調を崩された方も多くおられたのではないのでしょうか。一雨ごとに涼しい風も吹き始めておりますが、この暑さはもう少し続く気配でありますので、健康には十分留意願いたいと思います。

一方、新型コロナウイルス感染症も5月8日には5類に移行となり、ようやく以前のような生活や行事などが開催できる状況に戻りつつありますが、ここに来て感染者が増加傾向にあり、第9波の兆しも見られるとのことでありますので、今後とも感染防止対策には十分留意してまいりたいと思います。

それでは、通告の順に沿って質問させていただきますので、答弁方よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、部活動地域移行の進捗についての(1)国のトップダウン的進め方をどう受け止め、対応する考えかについてお伺いたします。

国は昨年7月、運動部活動の地域移行については、令和5年度からの3か年で、休日の対応を先行させながら集中的に実施することを発表いたしました。

これは同年6月の有識者会議の提言を受けて実施の決定に至ったものでありますが、それまでには平成30年3月に策定された、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに沿った各種会議や実証実験が行われてきて決定に至ったと理解はするものの、実際に実施することになる市町村の学校や教育委員会、スポーツ関係団体などの現場へは事前に想定される課題の対応策などについて具体的提示がなかったことからしても、唐突感が大きかったと感じています。生徒数の減少や学校の教育環境、教員の働き方改革など、学校現場における現在の状況や理論的な部分では社会的な流れなのかなとは受け止めておりますが、各方面においては、戸惑いを隠せなかったのが現実ではなかったでしょうか。

昨年10月開催された市の総合教育会議においても、市長はじめ各教育委員からは様々な視点からの意見が交わされたようですが、現場での方向づけができていない状態での国のトップダウン的な移行期間の決定等について、市長としてどう感じているか、またどのように対応していくお考えなのかを伺うものであります。

次に、(2)市長部局と教育委員会との連携体制はについてであります。

今回の運動部並びに文化部活動の地域移行は、単に学校教育現場に限らず、広く地域の方々を巻き込んでの議論、対応が必須であることは論をまたないところであります。

2014年、平成26年に教育委員会制度の大きな改革がありました。それまで、教育の政治的中立性の確保から、教育委員会に対しては首長権限が分離されていたのでありますが、この改革により、教育に関する大綱、すなわち教育の目標や施策の根本的方針などについては、首長及び教育委員会が協議、調整を図りながら、地域の民意を代表する首長が策定し、それぞれの所管事務を執行すると、首長が大きく教育委員会に関われるよう改められたのであります。

それを受けて市では、市長が教育行政の動きを十分把握、理解できるよう、また市長部局と教育委員会の連携がより強固になるよう総合教育会議を開催して、教育行政の推進に努めてきたものと理解しております。

その後、市では、令和4年度の組織機構改革で、スポーツと芸術文化に関する部門を教育委員会から市長部局へ移行する改編を行いました。

その際に関われた全員協議会でも私は、市長部局と教育委員会のそれぞれに関わる担当部門がより連携を強くしていかなければ、困るのは、活動する児童生徒であり、市民であるとの意見を申し上げました。まさしく、この部活動の地域移行では、担当部局の

連携の在り方が問われることとなります。

総合教育会議は年1回のペースで開かれ、教育行政の進め方を市長、教育委員はじめ関係部課長が出席して意見交換を行い、課題の共通理解と解決実践に結びつけていると承知しておりますが、今回の地域移行に関しては、市民代表からの意見聴取を行う総体的な会議のみならず、具体的に課題解決に結びつける方策案を協議、実践していくための、現場や行政側担当者を交えたプロジェクト的な体制強化が重要な位置づけになってくるのではないのでしょうか。

このような観点から、地域移行の組立てを教育部門だけに任せるのではなく、市長としてどのように連携強化体制のイニシアチブを取っていかれるのか、お伺いするものがあります。

次に、(3) 移行スケジュール等についてはお伺いします。

昨年9月議会でも同様の質問をしました。その段階では具体的な方向が示されておられないことから協議の場も持たず、国や県の動きを注視しながら対応していくとの答弁でありました。

その際にも、具体的な対応方策も示されない状況下で、3か年での集中移行は困難であるし、拙速な進め方ではないかとの意見を述べました。しかし、国の方針は決定事項であり、国や県の動向を勘案しながらスピード感を持って進めていくとのお答えでありました。

その後、今年度に入り、5月31日には秋田県・市町村協働政策会議が開催されました。その中において、部活動の地域移行について県からは、市町村と情報共有しながら段階的に対応していく。県と市町村の調整役を担う総括コーディネーターを自治体に配置する。スポーツ関連団体との連絡会の設置など、円滑推進のための支援策などが示されたとの報道がありました。

一方、県や中学校長会、県PTA連合会など、県内の関係機関の代表12名で意見を交わす連絡協議会が8月2日開かれ、県教育委員会からは、地域移行の目標が盛り込まれた推進計画案が示され、連絡協議会の意見を踏まえて8月下旬には推進計画を策定するとの説明があったようであります。

そして計画案では、本年度、市町村ごとに協議会を立ち上げて、来年度中に推進計画を策定してもらう。また、指導者確保のための人材バンクや指導者養成研修の充実、市町村と関係団体との連携強化などについても盛り込まれているとのことでありました。

通告の段階では、計画策定に係る内容把握は報道による程度でありましたが、その後、県教育委員会では8月30日に推進計画を策定。県や市町村、学校が取り組むべき行程表をそれぞれ定め、国の改革推進期間の期限とする令和7年度までに、市町村ごとに少なくとも1つは部活動指導を地域移行する目標との報道がありました。

この流れの中で、市としては、現段階ではどのようなスケジュールを想定して準備を進める方針でいるのか、市としてのモデル校の指定なども考えているのかなど、県の推進計画概要を含め、お伺いします。

次に、(4) 検討組織の設置時期とその内容についてはお伺いします。

(3) で質問したとおり、県では、地域移行に関わる市町村ごとの検討協議会を本年度立ち上げ、来年度中の推進計画策定を経て、3年目の令和7年度には各市町村で1つ

は地域移行を実現したいとしています。

国の計画では3か年での集中移行を示していますので、この差は、現実的にはかなり困難性の高い計画であることがうかがえます。どうも理論だけが先行していて、現場においては、導入のためには多くの課題があり、その対応策についての議論もなされていなかったのが実態であります。

一般的に論じられるような受け皿の有無や保護者負担の増嵩など、多くの課題があることはもちろんのこと、それぞれの地域や学校では様々に状況が異なっておりますし、その対応策も多岐多様にわたると思われれます。つまり、総体的に検討、協議していくことは必要であります。地域性や競技種目、保護者の負担や支援体制などにも差異が生じることから、ケースごとに細かく協議する検討組織も必要になってくるのではないのでしょうか。

これらに鑑み、学校や保護者、関係団体、地域を包含する総体的な検討組織のほかに、具体的に実践策を協議していくプロジェクト的な組織も必要と感ずますし、庁内における横断的な検討組織の必要性はもちろんのことです。それらの積み上げの中から整理されて、行動計画が策定、実践されていくべきではないのでしょうか。つまり、慎重な議論と理解が必要なことからしても、長い時間を要しますし、簡単に3か年で移行へという内容ではないと思っています。部活動や生徒指導で大きな岐路となる大改革であることからしても、検討組織づくりが重要なポイントとなるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

このような観点から、検討組織はいつ頃をめどに、どのような形態、内容にしていくのか、現段階での方針を伺うものであります。

次に、(5)受け皿体制整備や担い手育成の方針はについてお伺いします。

部活動の地域移行については、そのメリット、デメリットが多くの方々から示唆されており、課題についても学校や地域などで様々に違いがあることが指摘されております。

現実的には、第1段階は休日のみの移行ではあるものの、その受け皿があるのか、指導人材の確保・育成は可能か、保護者負担への財政的支援はなど様々な課題があり、そのケースごとに対応していかなければならないこととなります。総論は理解できるものの、具体的になると、調整役や受け皿として市スポーツ協会や傘下競技団体がなれるのか、また既存の総合型地域スポーツクラブでは可能なのか、既存団体が無理であれば新たな受け皿団体を組織するのか、民間スポーツクラブでの受入れは可能なのかなど、受け皿体制と指導者の人材確保は大きな課題であります。

さらに、もし受け皿があったとしても、生徒指導との関連によるガバナンスの徹底や競技力向上のみなのか、新しい部活、いわゆる競技性に縛られず伸び伸びとスポーツを楽しむゆるい部活形態なのかなど、人口減少に伴う部員確保や、生徒ニーズに応えられる選択肢の拡大は図られるものの、その方向性によっては様々な展開となることが考えられます。つまり、部活動はどこに向かって変わっていくのかであります。

そうした中で、受け皿体制整備や担い手育成についての方針はどのように考えているのか伺うものであります。昨年の9月議会でも同様の質問に答弁いただいておりますが、具体的に踏み込んだ内容までには至っていませんでしたことから、改めて伺うものであります。

次に、（６）学校教職員の意識醸成はどのように質問であります。

部活動の地域移行が完了すると、生徒指導の在り方や評価はどのように変化するのでしょうか。当面は休日のみの移行であり、平日は学校管理下での生徒把握、指導が行われることとなりますので、これまでと大きな差は生じないと思われませんが、完全移行になった場合には、部活動に係る生徒指導や評価の仕方はどのように変わっていくのでしょうか。

競技としての普及期にある小学生の地域還元、すなわち本来的なスポーツ少年団活動として、地域一体での見守りの中での活動移行は、多くの課題は生じたものの、保護者や地域の理解と協力を得ながら、長い時間を経て、現在ではそれぞれの種目で活発な活動が行われており、子供らもその中でたくましく成長している姿は地域の将来に大きな期待を感じるものであります。

しかし、このときにも教員の児童の課外活動に対する把握不足、関心離れが問題視されましたし、今回の中学生の場合は、指導並びに評価の点などでは、スポ少移行の場合とさらに大きな違いがあると捉えています。学校がスポーツの普及、育成の場として大きく関わってきた歴史的背景、また専門性や競技性の中で能力を高め、結果を求めながら自己能力をアピールして評価にもつながるといった点を含め、小学生とは大きな違いがあることは言うまでもありません。

また、教員の労働環境の改善、働き方改革といえども、中には専門分野として関わりたいと考えている方もおりますし、それに対する報酬などの措置も講じられるようではありますが、ある県のアンケート結果では、報酬があっても地域クラブ活動には関わりたいと思っていない方が６割以上にも及ぶとの報告もあります。つまり、授業や校務に専念したいと考えているのが現実であり、学外活動への意識、把握力が低下することが懸念されるのであります。

そのような状況を考えると、指導、評価の面などで大きな不公平感が生じないかとも心配されますし、地域移行後の生徒の校外活動に対する教員の意識醸成についてはどのように行っていく方針なのか伺います。

次に、大項目２、法体園地再整備計画と鳥海山観光についての（１）再整備計画策定業務の進捗状況はについて伺います。

現在、鳥海ダム建設に伴って様々な関連事業が展開されておりますが、その一つが法体園地の再整備計画策定であり、鳥海山エリアにおける将来のハード整備へのステップともなる業務委託契約を株式会社ネイチュアエンタープライズと締結したと受け止めております。

計画策定業務を委託するに当たってはプロポーザル方式での公募を行いました。応募されたのはネイチュアエンタープライズ１社であったとのことであり。当然、特記仕様書に記載された内容はクリアされていると思っておりますが、ネイチュアエンタープライズが特に意を持って示した内容はどのような視点であったか伺います。

今回の計画策定は、ソフト面を中心とした内容になることではありましたが、当然、ハード面整備をも想定した計画になるべきで、また園地のみならず周辺地域の活用をも視野に入れた計画を策定するべきと思っております。このようなことからしても、コンサル側の考えのみならず、広く市民や利用者のニーズ、意見が的確に反映される内

容になっているかが重要であり、意見聴取の機会なども設けられたものと推察しているところでもあります。

こうした観点から、市民意見はじめ、策定業務での取組手法や内容、さらに関連部局との連携状況を含め、どのように作業を進めてきているのか、またどの程度の進捗状況であるのかを伺うものであります。また策定作業の途中であり、中間報告的にはならざるを得ないと思いますが、計画の方向性、構成など、それら概要について示していただけないでしょうか、伺います。

次に、（２）鳥海山観光ビジョンの見直しの考えはについてであります。

市の活性化や交流人口の拡大を図る上で、観光振興は重要な位置づけにあり、その推進方針を示す観光振興計画やエリア別計画、事業別計画が具体的推進施策の取組内容として策定されています。

その中の１つである鳥海山観光ビジョンが、平成31年３月、鳥海山観光の具体的推進戦略プランとして示されました。このビジョン策定においては、取り巻く観光業界における市場動向調査を実施し、鳥海山エリアにおける観光開発の指標となるもので、鳥海ダム建設を契機として活性化する鳥海山エリアの観光事業における資料の１つとして活用していくと記述されています。

策定当時は、現観光振興計画が平成27年３月に改定された直後であったことや、鳥海ダム建設事業の進捗に合わせた周辺エリアの整備計画を示す必要性があったことなどから、急遽策定されたものと理解しておりますが、やや具体性に欠けているのではないかと感じる部分も見受けられます。

今回の法体園地再整備計画策定の中では、かなり具体的な事業の取組内容が示されるとは思いますが、これを契機に鳥海山観光ビジョンの総体的な見直しを検討するとともに、市民が見ても分かりやすい、ビジュアル化された示し方になるよう、改定版を作成することを検討するべきではないでしょうか。

また、これまでのプラン策定時においては、関係担当課が横断的に、総合的視点で議論を深めながら、それを基本として個別事業を進めていくという取組方が薄かったようにも感じています。

間もなく次期観光振興計画の策定期間でもあり、鳥海ダム建設に関わる各種事業等についても盛り込んでいかなければならないと思えますし、鳥海山周辺市町との連携事業の在り方、進め方も含めて検討されるべき重要課題もあります。それらをも総体的に検討しながら、鳥海山観光ビジョンを見直す機会と思えますが、市長の考えを伺うものであります。

最後に、大項目３、CATV音声告知端末機廃止に伴う緊急時通報システムの充実についてお伺いします。

近年、台風や線状降水帯の発生などによる、これまでに経験したことのない大型豪雨災害が全国各地で大きな被害をもたらしています。特に県内では、7月14日からの大雨で、秋田市をはじめとする各地で大きな被害を受けた豪雨災害は、記憶に新しいところでもあります。

改めまして、被害を受けられました方々には衷心よりお見舞い申し上げますとともに、いまだ復旧作業を終えることができていない方々には、一日も早く元の平常な生活

を取り戻すことができますよう、祈念するものであります。

災害時における河川の氾濫や大規模な土砂崩れなどは、気象情報システム等の向上によって、ある程度のタイムスパンがあれば予測も可能のようではありますが、やはり突発的な場合が多く、緊急対応は必須であります。もちろん現状認識や避難経路の確認など、日頃からの防災意識向上が重要ではありますが、緊急時に行政側がどれだけ早く住民に情報提供できるかが鍵となります。

本市でも、多角的な面から多様な防災対策を講じながら市民の安全確保に配慮されていることについては大きく評価するものであります。災害はいつ、どこで発生するか分かりませんし、予測を大きく超えることも想定しておかなければなりません。

これまでは、本市の緊急時における即効性のある情報提供手段として大きな役割を担っていた1つが、ケーブルテレビの音声告知端末機による通信サービスでありました。

ケーブルテレビは、御案内のとおり、旧大内町においてテレビの難視聴対策を主として、農事や気象、地域情報を町民に提供するために取り組まれた事業でありましたが、市町合併を機に、8地域が情報を共有しながらお互いを共通理解し、全市民が一致団結して新市発展につなげていこうと約100億円の事業費を投入して拡大を図ったのが経緯であります。その中でも、附属の音声告知端末機については、活用方法にはもう少し研究の余地はあったと思っておりますが、緊急対応や録音能力など、災害時における周知力では有効な機器であると受け止めておりました。

しかし、残念ながら、企業の事情から端末機の製造が終了となり、将来的に更新も困難になったとのことで、音声告知端末機を廃止して、通信サービスを今年1月末で終了したのであります。

このサービス廃止に伴い、市では、データ放送の改善や携帯電話での情報提供アプリの充実など、災害時にも活用できるシステム等の改善を図っておりますが、いまいち、高齢の方々にはなじめない、視聴興味が低いなどの声があるのも事実であります。

このようなことに鑑みると、緊急時にいち早い対応が可能で、ある程度広範囲に音声による情報提供ができるのが、防災行政無線での通報システムではないでしょうか。

現在、市域の約150か所に屋外拡声子局が設置されており、多くのエリアをカバーしておりますが、災害時における緊急対応が必要な場面では悪天候がほとんどであり、音声が聞こえづらいという課題もあります。

これをカバーするには、拡声子局の増設か、屋内対応の戸別受信機の拡充が必要ではないかと思っておりますが、効果は高まるものの、一方で財政的課題が発生することも事実であります。しかしながら、市民の安全確保のためには、音声告知端末機による通信や、ミニFMなどの他の通信システムの構築が難しいとすれば、防災行政無線の子局増設や戸別受信機の拡充を検討すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。市長の考えをお伺いします。

以上、大きく3項目について質問いたしました。実効性が感じられる答弁でありますことに期待しながら、壇上からの質問を終わります。

【20番（渡部聖一議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、渡部聖一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、部活動地域移行の進捗についての（1）国のトップダウン的進め方をどう受け止め、対応する考えかについてお答えいたします。

昨年7月に発表された運動部活動の地域移行の提言につきましては、私も、非常に唐突であると感じ、昨年の総合教育会議でも意見交換の話題の1つとして取り上げ、様々な議論を行ったところであります。

渡部議員御指摘のように、地域移行による様々な課題が整理されないまま期限を区切って地域移行を進めることに対して、本市のみならず、全国から、経費負担の在り方、受け皿確保の方策などの懸念や心配の声が多く聞かれたことから、昨年7月13日、国に対し緊急意見を全国市長会として提出し、さらに今年度も、全国市長会の文教関係施策の充実に関する提言の中で、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、地域格差や、保護者の経済的負担増が生じないようにする等、所要の財政措置を講じることなどを要請したところであります。

しかしながら、生徒数の減少により単一校での部活動が維持できなくなっている現状や、生徒が希望する種目ニーズへの対応、教職員の働き方改革などの課題の解決に向けては、部活動の地域移行は一つの選択肢としてなり得るものと理解しており、教育委員会が、関係団体等と連携するとともに、生徒、保護者の声を丁寧に聞きながら地域移行を円滑に推進していくことができるよう、サポートしてまいります。

次に、（2）市長部局と教育委員会との連携体制はについてお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、様々な課題がある中、特に、受け皿となる団体や人材の確保、その報酬や団体の支援体制づくり、体育館やグラウンドなどの施設確保など、課題の解決に当たり、教育委員会の枠を超えた関連部署の協力が必要不可欠であると認識しております。

その解決に向けては、観光文化スポーツ部が一定の役割を担うものと考えており、さらに、部活動の地域移行はスポーツや文化を通じた地域づくりにもつながる一面があることを踏まえ、今年度中に設置を予定している地域移行協議会の一員として参画し、円滑な地域移行を後押ししてまいります。

地域移行協議会においては、市や教育委員会のほかに、市スポーツ協会や学校関係機関などで構成し、課題を多面的に捉えながら、社会の変化に対応しつつ、市の実情に応じた部活動の在り方について検討し、地域移行を円滑に進めるための方策や方向性について議論を深めてまいります。

さらに、より現場の声を反映させるため、実際に指導に当たる指導者や競技団体等との調整を十分に行いながら、保護者や生徒、また関係する全ての人たちが安心して、部活動の地域移行がスムーズに行われるよう計画的に進めてまいります。

次に、（3）移行スケジュール等は、（4）検討組織の設置時期とその内容は、（5）受け皿体制整備や担い手育成の方針は、（6）学校教職員の意識醸成はどのようにについては、教育長からお答えいたします。

次に、2、法体園地再整備計画と鳥海山観光についての（1）再整備計画策定業務の

進捗状況はについてお答えいたします。

現在、モンベルのグループ企業であります株式会社ネイチュアエンタープライズが法体園地再整備計画策定業務を進めておりますが、先月、予定していた全ての現地調査を終えたと報告を受けております。

御質問のプロポーザルの内容についてであります。企画提案書の中で、法体園地は、その立地条件から、鳥海山登山や自然観察、サイクリングやパドルスポーツなど多彩なアクティビティーの拠点となるポテンシャルがあり、魅力ある施設とサービスの提供について、環鳥海山という総合的な視点に立って形成できる枠組みが求められるとの意見が示されております。

これまでの計画策定作業の進め方についてであります。市では、アウトドアレジャー運営検討委員会を立ち上げ、市のアウトドアレジャー団体の有識者のほか、市内の宿泊や交通事業者、さらに広報で募集をした市民を加えた総勢21名により、鳥海ダム完成後の法体園地の在り方について検討を重ね、報告書を市に提出していただいております。

受託事業者でありますネイチュアエンタープライズにおいては、報告書を踏まえつつ検討委員会の委員と直接意見交換を行ったほか、現地調査においても地域で活動する方々からの情報収集をするなど、関係団体や市民の意見等を計画に反映させるため、これまで取り組んできております。

計画の方向性につきましては、豊富な自然環境とダム湖周辺施設を活用した自然学習やカヌー、サイクリングなどのアクティビティーの充実などのソフト面に加え、ビジターセンターの建設やキャンプ場の再造成など、ハード面の整備も含めた内容にしたいと考えております。

法体園地再整備計画には、ハード、ソフトの両面からの取組と併せ、完成後のアウトドアレジャーの運営に携わる人材育成も視野に入れた計画となるよう、今後、策定作業を進めてまいります。

次に、（２）鳥海山観光ビジョンの見直しの考えはについてお答えいたします。

平成31年3月に策定された鳥海山観光ビジョンは、鳥海ダムを観光資源として活用することを基本に、鳥海山を核とした広域観光を推進するための観光施策等をまとめたものであります。

渡部議員御指摘のとおり、掲げられている施策には、ビジョンという性格上、具体性に欠けるものもあり、これらの施策を全て実現するには、財政面や法規制の面において非常にハードルが高いことから、実効性のあるソフト事業の施策を優先し、順次実施してきたところであります。

ビジョンの上位計画である現行の観光振興計画は、平成27年に策定され、10年をめぐりに改定することとしているほか、市総合計画「新創造ビジョン」と整合性を確保するためにも、令和7年度に予定される次期総合計画の策定に合わせて改定することが適当であると考えております。

また、観光振興計画の改定に当たっては、これまでの社会経済情勢の変化や、いわゆるモノ消費からコト消費、さらにはトキ消費へと変化を遂げる観光ニーズに的確に対応していく必要があり、例えば、アフターコロナにおける新たな価値観に即した市場ニ-

ズを捉え、大きく増えることが期待されるインバウンド需要にも対応した競争力のある観光地経営に取り組むとともに、鳥海ダム建設のみならず、洋上風力事業という大型プロジェクトに関するインフラツーリズムなどにもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

鳥海山観光ビジョンは鳥海ダム建設を契機とした鳥海山麓の観光施策をまとめたものでありますが、当面はビジョンに示されている施策を改めて検証しつつ、必要性の高いものから着実に推進してまいります。

次に、3、CATV音声告知端末機廃止に伴う緊急時通報システムの充実をについてお答えいたします。

緊急時通報システムにつきましては、市民の皆様には正しい情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線、消防・防災メールのほか、Lアラートを利用したテレビ、ラジオなどマスメディアとの連携を含め、多重的に整備を進めてきたところであります。

防災行政無線につきましては、防災情報を迅速に伝達する重要なツールであると認識しておりますが、屋外スピーカーの位置関係による季節ごとの電波干渉や気象状況の影響などにより、聞き取れない場合があることから、市では、この7月より、防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができる消防・防災情報テレフォンサービスを導入したところであります。

導入以降、広報紙、ホームページなどで周知を図っておりますが、これまで256件ほどの利用となるなど一定の成果が上がっており、引き続き周知に努めてまいります。

一方、これまで本市の地域特性などを考慮し屋外子局の整備を進めていた時期もありますが、広大な面積を有し、集落が点在する本市においては、全地域をカバーすることは非常に困難であることを考慮すると、今後の増設につきましては、慎重にならざるを得ないものと考えております。

また、屋内対応の戸別受信機につきましては、これまで津波災害対策として沿岸地域の難聴エリアを対象に導入したことがありましたが、初期費用が多額に上るため、今後、住民ニーズの把握に努めながら、その必要性を見極めてまいります。

緊急時通報システムにつきましては、災害情報を迅速かつ的確に市民の皆様へ伝える重要なツールの1つであることから、消防・防災メールの登録者を拡大していくことに加え、より効果的な伝達手段についてさらに研究を重ね、市民の皆様が必要な情報にアクセスできるよう、情報伝達体制の整備を図ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 遅刻の届出がありました16番吉田朋子さんが、出席をしております。

当局の答弁を求めます。秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 渡部聖一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、1、部活動地域移行の進捗についての（3）移行スケジュール等についてはお答えいたします。

スポーツ庁は、昨年6月の検討会議提言時点では、休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間としておりましたが、昨年12月の学校部活動及び新たな地域クラブ活

動の在り方等に関する総合的なガイドラインでは、改革推進期間と表現を改め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしていました。

御質問にありますとおり、秋田県・市町村協働政策会議では、部活動の地域移行について県と市町村が情報共有しながら進める方向性が示され、7月下旬には、県の総括コーディネーター訪問事業について実施要領等が発出されております。

また、県教育庁は、休日の運動部活動指導の地域移行についての連絡協議会において、令和7年度末までに全市町村で1つは地域移行するとの目標を盛り込んだ推進計画案を示し、8月末には具体的な推進計画が策定されました。

市といたしましては、各学校の規模や地域差が大きいため、モデル校の指定は現在のところ考えておりませんが、これら県の事業や推進計画を活用し、部活動の地域移行を進めてまいりたいと考えております。

部活動は、生徒にとって、教科の学習と同様に、個々のよさを発揮できる活躍の場になってきました。生徒数の減少により学校規模の縮小が進む中で、学校単独でのチームづくりが困難となり、合同チームでの大会参加を余儀なくされている競技も多くあります。これからの環境の変化の中でも、生徒が希望する活動に参加できるよう、様々な面から検討し、活躍の場の確保に努めてまいります。

次に、（4）検討組織の設置時期とその内容についてはお答えいたします。

部活動の地域移行については現在、教育委員会と文化・スポーツ課において、実務者会議を実施し、横断的検討組織として、連絡を密にして進めているところであります。

今後の見通しとしては、年内に段階的に協議会を発足させ、部活動の地域移行に向けて具体的に検討いたします。

初めに、スポーツ少年団や部活動の指導経験者との情報交換会を開催し、地域移行に向けた可能性や方向性を探り、その上で、教育委員会、文化・スポーツ課、市スポーツ協会及び学校関係機関などで構成する地域移行協議会を設置し、地域移行に向けて協議を進めてまいります。

部活動の地域移行は、それぞれの地域、学校または活動内容において、課題や必要な対応も多岐にわたります。したがって、その全ての状況に一度に対応することは困難と考えております。

先ほども触れましたが、国は、各地域の実態や状況を踏まえて、令和5年度からの3か年を改革集中期間から改革推進期間へと変更いたしました。それを受けて、県の推進計画でも、令和7年度末までに各自治体で少なくとも1つは地域移行を実現するとの目標を盛り込んだものと捉えております。

今後、体制の整った競技や団体から地域移行を実施する際に、ケースごとに協議する必要性も出てくるものと考えます。それらも含めて、具体的な取組について、地域移行協議会において検討してまいります。

次に、（5）受け皿体制整備や担い手育成の方針についてはお答えいたします。

部活動の地域移行は、課題や必要な対応も多岐にわたっており、受け皿の体制整備や担い手の育成についても、地域移行協議会を中心に、一つ一つ議論を重ねていきたいと考えております。

受け皿体制整備におきましては、既存の各スポーツ少年団や様々なスポーツクラブを

受け皿や母体としていくことを一つの選択肢として考えております。

担い手や指導者におきましては、これまで積み上げてきた様々な活動の歴史があり、たくさんの人材が存在いたします。人材の活用やその育成におきましても、文化・スポーツ課、中体連、学校、各競技の協会、スポーツ少年団等、各組織と連携を取りながら、協力して進めてまいります。

休日だけの地域移行につきましては、連携を図るとしながらも、休日と平日の指導者が変わること、指導に一貫性を保つことが難しいという課題が考えられます。教職員の多忙化解消につながるかどうかも含めて、今後も国や県からの情報や動向を注視し、そこで指導を受ける生徒を第一に考えながら、協議会を中心に慎重に議論してまいります。

今後の地域移行協議会を実りあるものとし、地域の受け皿の整備を進めるとともに、生徒が希望する部活動で充実した活動ができるよう、人材確保や育成にも努めていきたいと考えております。

次に、(6) 学校教職員の意識醸成はどのようにについてお答えいたします。

地域に部活動を移行後、校外における生徒たちの頑張りや活躍を学校職員が把握する機会は減少すると考えられます。今まで以上に、地域や家庭での様子を積極的に把握することが大切になります。

把握する方法としましては、各学校で毎日行っている生活記録ノートにより、放課後や休日の様子を確認したり、定期的に生徒に実施している生活アンケートに地域での活動を記入できる項目を追加し、地域での生徒の頑張り、受賞、活動上の悩み等を把握したりすることも有効な手段の1つだと捉えております。

得た情報につきましては、学校と保護者、生徒の所属団体とが連携するきっかけとなり、評価や生徒指導、進路指導に生かすことが可能となります。

評価におきましては、各学校において部活動を中心に行ってきた賞状伝達式や学校報への掲載を、地域移行後についても、様々な生徒の頑張りの称賛の場となるようにしたいと考えております。

さらに、市長報告や市広報への掲載等についても継続し、地域に住む全生徒の頑張りや活躍を学校全体や地域全体で喜び、応援する姿勢を教育委員会としても続けてまいります。

生徒の校外活動を学校教職員が適切に把握し、生徒指導に生かすとともに、評価におきましても学校全体、地域全体で称賛しようとする姿勢を継続することにより、教職員の意識の醸成を進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん、再質問ありませんか。

○20番（渡部聖一） いろいろと答弁ありがとうございました。若干、再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、部活動地域移行の進捗についての(1) 国のトップダウン的進め方をどう受け止め、対応する考えかであります。(2) とも関連が出てきますので、その辺で併せてお伺いするかもしれません。

先ほど市長から、国のトップダウン的な進め方、大変唐突感があったという思いを述

べていただきました。

それに対する、(2)との関連もあるわけですがけれども、イニシアチブを取っていたながら市長会等にも働きかけ、提言したり要望行動したり、いろんなことをやられているということで、大変よかったなとか安心しているところでございますが、先ほど教育長の話でちょっと内容が変わってしまいましたけれども、国が理論的な段階で四方に指示していくというやり方は、やはりまずいのではないかなという思いも私は持っていましたので、その辺も含めて、市長会等も含めてですね、国への要望活動をしてもらえればなというような思いもあったので、特に、市長にお伺いしたところでした。

教育改革の中で市長がそのイニシアチブを取っていけるという内容に変わっておりますので、その辺も含めて、市長が先頭に立ってですね、そういう行動をしていてもらいたいなという思いの中で質問させていただきましたので、今後とも、そういう行動については配慮していただけるものと思っておりますけれども、市長会で合同で出すという形はもちろん必要であります、特に、いろんな形で市町村でケースが変わってくるわけでございますので、個別行動として出していくという手法も必要ではないかなと考えておりますから、そういうふうにやってもらいたいと思っておりますので、その辺について市長は、どういう思いをされているのか、もう一度伺いたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおり、やはり唐突感というのは、正直、私もあったという思いがありますし、渡部議員も認識されているとおり、いろんな課題というんでしょうか、整理していかないといけないことがすごくあるなと感じております。そこに、期間はもう決まっているということが最初に示されたので、これはやっぱり大変だなというような思いがありまして。

全国市長会の場でも少しそういう話をしたら、由利本荘市だけではなくてどこの市町村も同じような課題がありまして、これは市長会としてしっかりと対応しようということとなりました。なので全国市長会ともやっていますが、一方で、秋田県内の25市町村でも、その移行について、ばらつきがあったり、できるところ、できないところがあると。これはやっぱりうまくないだろうということで、県内においては県が一つ旗振り役として、県内全域でうまく移行するようものをしっかりとやってほしいということをお願いしております。

あと、後段、渡部議員おっしゃるとおり、それは全体的な話で、やっぱり由利本荘市は由利本荘市として、この広大な面積があって、例えば、どこかとどこかが1つになるというような話になったときのいろんな足の確保のことも含めて、市は市として、ほかの市町村にない課題であったりメリット等々がありますので、そうしたこともしっかりと整理しながら、いい方向でのこの地域移行ができるようにということで進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） ありがとうございます。そういう形でイニシアチブを取っていた

だけるといふことで、(2)につなげていきたいと思ひますけれども、(2)市長部局と教育委員会との連携体制はといふことであります。

今の方向で大体理解はできるわけでごさいますけれども、この組織改編によつて教育委員会と市長部局と分離された形で進めていくにはやはり無理があると思ひますので、その辺の連携の仕方を、やっぱり市長が、きちつと考へていただきながら体制づくりをしていってもらいたいなと思ひがありますので、再度そこを申し上げたいと思ひます。

答弁の中で、施設の整備とか、そういうものについてお話ございました。ただ、この移行をして地域の方々いろいろな指導をしてもらうのに、学校施設を使ってやれるもの、それから一般の公共施設でなければできないものと、いろいろこれから変化もあると思ひますけれども、そういう中で、学校施設といふのは大体、競技性がきちつとできている施設が多い。それから、公共施設でも、多くの種目は競技性に基ついて造られた施設が多いといふような場面になってくると思ひんです。

ただ、幾つかの種目については、その競技性に合致しない施設といふか、そういう競技性の施設がない種目も出てきているのではないかといふようなところも捉えております。設備の件については教育委員会だけでできる話ではありませんので、その辺の連携の仕方も捉えていただきながら、そういう全体的なことをまとめ上げていってもらいたいと思ひておりますので、その辺のお考へ、もしあればお伺ひしたいと思ひます。

○議長(伊藤順男) 湊市長。

○市長(湊貴信) ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど渡部議員の壇上での質問の中にもありました、組織改編といひますか、観光文化スポーツ部をつくるときにもいろいろと御意見だとか心配のお話もいただき、庁内では、例えば情報の連携がどうなるかだとか、所管がはっきりどつちだと分かりづらくなるかだとか、いろいろな話がありまして、それについての整理もしつかりとしながら、この機構改革を進めさせていただいた経緯があります。

当時、この地域移行のことまではなかなか想定できずにいた要素はありますけれども、先ほど答弁させていただいたとおりに、そういった施設の管理であったり、確保だとか課題についても、教育委員会だけではなくて、私どもの市長部局との十分な連携が必要だといふような認識もしております。個別にどうだといふことについてまだ今はあれですけども、しつかりとですね、御心配されていることについては心配ないように、部署で連携を取りながらやつていく体制にしたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(伊藤順男) 20番渡部聖一さん。

○20番(渡部聖一) よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、1の(3)移行スケジュール等はでありますけれども、先ほど教育長からは、当初の国からの3か年での集中移行といふお話が、12月に推進期間といふ変更があったといふことで、すみません、その情報のキャッチングがちょっと悪かつたので、スケジュールについてのお話を伺つていたんですけれども、推進期間といふことで、それを受けて県でも、3か年で1つはといふ方向を定めたものと受け止めました。

といふことは、逆の言ひ方すると、移行については期限を持たないで、やれるとこか

らやっていって、将来的な姿として地域で見守りながら、そういう部活動について受け皿をつくっていってもらおうという捉え方でよろしいか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの渡部議員の再質問にお答えします。

国から出された方向性が変わってきて、期限をばんと設けられない状況というのは、やはりいろんな自治体、それから学校現場から、この段取りでは絶対無理だという声がありました。その働きかけに対して、期限をどこまできちんとは設けられない。ただ、そこまでのところ頑張って進めていく、方向性を持っていくという形で、各自自治体で進めてくださいという形になっていると理解しております。

それに向けて私たちも、順次できるところから進めていりますが、一番なのはやっぱり指導者、それを責任を持って指導してくださる方を、各部活の団体全てにそろえていくというのはそう簡単なことではなくて、そこも含めて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） ということだと思います。そうなりますと、期限もないということもありますが、移行された後の競技会、大会等があるわけでございます。今回、中体連でもいろいろな試行ということでやられましたけれども、エリアとかをつくりながらやったわけですが、中体連としても、考えていかなければいけない。大会要項の在り方というか、そういうのも出てくると思います。その辺も踏まえながら、その期限を定めない中でもきちっとやっていかないと、やっぱり迷うのは、指導者であり、実際の選手方、子供たちでありますので、これは文化にも通じることだと思いますけれども、その辺の対応について、早めに取り組めるように、各市町村からも中体連側に対して進言していただきたいと思います。その辺についてのお考え、もしあれば伺いたしたいと思います。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

中学校と同じように、実は私たちが学校の先生だったときに、小学校も同じような形で部活動がありました。小学校も中学校も同じように部活動としてやっていたけれども、小学校の部活動は、スポーツ少年団というところに、ぽんと1つの区切りで入りました。そのときには、今回のような例えば指導に対する報酬とかそういうことは一切なく、切替えになって進めてきたという経緯があります。

中体連に関しましても、組織としては、学校の先生が指導するという組織ですので、それが今後クラブ活動化していったときにどういう切替えにしていくかというのは非常に難しく、中体連そのものがどういう形で、存続するのかどうかも含めて、これから問題になってくるものと考えます。それらを含めて、動向を注視しながら、対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） まあ、形態が変わっていきますので、大変、組織としても難しい内容ではあるわけでございますけれども。

教育長知っていらっしゃる通り、私は水泳が主体でございます。水泳は、1964年東京オリンピック以降に、その成績をベースに、地域クラブが率先して選手養成をしながらいろいろやってきたという経緯の中で、この地域移行をいち早く捉えて入った競技と受け止めております。水泳は個人競技でありますので、個人が強くなればある程度大会に出ていけるという組織はありますけれども、意外と、学校単位で出てくる種目、リレーとかそういうものに、非常に頑張りを見せるわけですね。

だから、地域移行になって離れていっても、やっぱり学校単位で競うという姿も、一つの間づくりというか、人間性を高める上では必要な場面もあると思いますので、その辺もいろいろ考慮しながら、これから検討していただければなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

続きまして、(4) 検討組織の設置時期とその内容はでございます。

移行の組織の設置の時期、指導経験者からいろいろ意見を聴取しながら次の移行協議会のほうに持っていく流れを伺いました。

やっぱり、かなり時間をかけてやらなければいけないし、経験者だけで済む話でもございませんので、協議会の設置に当たっては、ある程度、人数の枠みたいなのも考慮しなきゃいけないと思いますので、その手前の、いろんな小さな会議を重ねていくという姿が必要なんではないかなと私は思っております。先ほど質問でもお話ししましたがけれども、庁内でのそういう横断的なもの、先ほど市長からは、やりますというような力強いお答えはありましたけれども、そういう積み重ねがやっぱり必要ではないかなと。共通理解をしながら物をつくっていくという姿は必要だと思っておりますので、そういうことについては意を酌んでいただきたいと思いますけれども、その辺についてもう一度、ありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

先ほど答弁でもお答えしましたがけれども、庁内での、教育委員会と市長部局の中で、文化・スポーツ課等との協議のほか、情報交換会というのは様々な関係部署とのやり取りをしながら、実際の大きいところとしては地域移行協議会へ持っていきますが、このやり取りの中で、いろんな競技団体等に確認していかなければいけないところとか、たくさんあると思うんです。それらを小まめにやりながら、どうやっていくかというのを、協議会の中で話を進めていきたいと思っております。

例えば卓球一つについても、広域でやれるものと地域でないといけないものっていろんなものがあって、そこにどういう手段が必要かというのは、各団体等で物すごく違いがあって、協議会の中でも全部をまとめ切れてないものもありますし、そういうところも全て含めて、生徒たちがどうしたら活動を継続してやれるかというところを検討させていただきますので、このような会を細やかに持っていくというふうに考えております。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） そのようなお考えであるかと思っておりますので、一つよろしくお願ひいたします。これは(5)の受け皿体制整備や担い手育成の方針はの中でも、各競技団体等々のお話合いの中でも、そういうことについては十分、意を酌んでいただければな

と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、(6)の学校教職員の意識醸成はどのようにということでございます。

先ほども、スポーツ少年団の話もちよつと出ましたけれども、やはり、学校から離れると先生方の意識が薄れていくというのは、経験済みなことでございます。その経験を生かしながら、少し手を入れていただければと思つておるのでございます。

先ほど質問でも申し上げましたように、ある県のアンケート等では、かなり、学外の活動に対しては意識が薄れていくという結果が出ているという状態の中で、先ほど教育長からは、生活記録とかアンケートなどを実施して生徒の把握に努めていく手法を取っていきたいというようなお話もございましたけれども、やはり、問題は、先生方が意識をどれだけ持っていただけるかということが、その後の行動につながっていくと理解しているつもりです。やはりその辺が教育の根本に発していく部分ではないかなということと考えますと、その現場の教職員の方々の指導を教育長が中心になってやっていただくというのが流れだと思ひますので、その辺について、もう一度、お考えがありましたらお願ひいたします。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えいたします。

私、中学校に現職で行ったときに、一番心が苦しかったのは、例えば、部活の子供たちには壮行会があります。けれども、それ以外のクラブスポーツの子供たちには壮行会がなくって、それは非常に心が痛む部分ではありました。一緒に応援したいという気持ちがありました。

それから、表彰に関しては、部活だけでなく、いろんな賞をもらってきたものは、みんなの前で表彰するような形を取ってきて、部活であってもなくても、子供たちの活躍を認める場をどうつくっていくかというのは、心の中ですごく考えていたところであります。

今回のこの答弁の中でもお話ししましたけれども、それを、いかにみんなが、同じように頑張りを認めて、それを認めてもらえるような形にしていくかというのは本当に考えていきたくと思ひますし、それについて、今後も一層努力してまいりたいと思つております。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） この地域移行ということについては、非常にあらゆる方面で課題が多すぎるほど多い教育改革でございますので、一つよろしく、当局との連携を深めながら対応していただきたいなというお願ひをしたいと思います。

続きまして、大項目2の法体園地再整備計画と鳥海山観光についての(1)再整備計画策定業務の進捗状況はでございますが、モンベルグループのネイチュアエンタープライズからは特記仕様外にどういう力点があったかという質問をさせていただいたつもりですけれども、答弁をお伺ひしましたら、特記仕様にあるようなことを総合的に捉えた形のものしか出てきてなかったのかって、ちよつと聞いてて思ったんですけれども、特に特記仕様外でここを力点としてやっていきたくというような思ひは、先ほど総合的に捉えていく、そういういろんなツールだという話がありましたけれども、特に力点的なものはなかったのかなという再質問させていただきたいんですけど。申し訳ござ

いません。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問ですが、詳細については観光文化スポーツ部長より答弁させますが、もしかしたらこれからという要素も。先ほど言ったとおり、先月、予定されていた調査も全部終わったということでもあります。これからまたいろいろ特徴的な部分が、特徴というか、その力点という話が出るのかも分かりません。その辺も含めまして、部長のほうから答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

我々のほうでは、いわゆる鳥海山の拠点となるのが法体園地であって、大まかに言うとそこを中心にどんなことができるかということを検討していただきたいという仕様で考えていました。

モンベル社のほう、ネイチュアエンタープライズのほうからは、彼らが持っている山であったりアウトドアであったり、そういったいろいろなところでいろいろな拠点を持って活動していると。そういった優位性が我々の社ではありますということを前提にして、それらを、いろいろな複合的な要素を結びつけながら、生かせるものは生かしていきたいという提案でありました。

ですので、そのアウトドアの関連する、我々にはない様々な視点からいろいろな提案がなされて、その中で採用できるものがどれかという方向で今、調整に入っておりますので、いろんな知見からいろんな提案がそのときにされましたが、具体的なことはともかくとして、そういう大きな視点での提案があったということで理解をしておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） いろいろノウハウを持っている会社でございますので、それを取り組んでいくということが最大の力点だったのかなという思いで受け止めました。

今答弁の中で、調査が終わったという表現をされていまして、実際に今もいろいろ動いているということは理解しているつもりでございますが、当初、昨年度の業務委託で進んでいたはずですが、それは延長されて、いつまでの工程期限を切っているのか、契約期間延長しているかというのをちょっと教えていただきたいです。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをいたします。

予算を繰越しいたしまして、その後、契約を延長しております。10月末までという期限で契約をしております。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） 10月末ということですか。楽しみに待たせていただきたいと思いません。

(2)にもつながりますけれども、この中で、いろいろハード面についても提案してくるということでありましたけれども、これは園地内だけの話ですか、それともエリアとしてのいろいろなハードについても提案があるという方向で進まれているのでしょうか。

か。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） 再質問にお答えをいたします。

現時点では、園地を中心としての開発と理解をしております。そこに、例えばビジターセンターであったり既存のキャンプ場をどのようにリニューアルしていくか、そういったものが中心でありまして、それ以外の点については、特に意識をしたものにはなってございません。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） 委託契約した内容が園地内の話で公募したと思いますので、それについてはしようがないと思いますが、続けて（2）鳥海山観光ビジョンの見直しの考えはに進ませていただきながら一緒に話させていただきますけれども、園地だけの話でなくて、鳥海山観光というものを、園地を中心に広めていく考え方をしていかないと、せっかくのコンサルかける意味合いがなくなってくるんじゃないかなという気がします。

質問にもお話ししましたが、鳥海山観光ビジョンについては、ちょっと薄すぎる場所もありますし、全体的な物の捉え方としてはちょっとタイムラグができていますので、それらも含めて少し、提案していただきながら、市としても見直しをかけていくべきではないかと思いますが、その辺についてのお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細についてはまた部長のほうから答弁させますが、鳥海山観光ビジョンについては、先ほどの答弁と重複してしまうかも分かりませんが、やっぱりビジョンという性格の中、どう表現していいのかわからないと選ぶというか、中には実現がかなり厳しい、要するに、何ていうんでしょう、目指す姿というのは、そうだよなというのはあるんですけど、割と夢が大きいものがあったり、ばら色の計画と言えいいんでしょうか、なかなか現実にとというのはかなり厳しいなという。

ただ、目指す姿としては、こうであればいいというようなことが非常に中に落とし込まれているものでありますので、それは非常に大事なものだとは思いますが、現実のところになると、あの姿をそのままつくるというのはかなり厳しいという思いもしながら、向かう先の目標として捉えているというあたりで、考えているところであり

ます。

再質問の詳細については、部長のほうから答弁させます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

ネイチャアエンタープライズには、法体園地を中心にしたという委託をしております。

鳥海山全体を考えるときには、例えば地域おこし協力隊の方にも御協力をいただきたいとか、その地域の住民の方にも御協力をいただきたいとか、いろんな視点で、それぞれいろんな観光地がありますので、それらを連携させて1つのものにしていくという視

点だと思しますので、そういった点では、いろいろな連携を図りながら我々も検討しておりますし、例えば建設部であったり教育委員会であったり、そういったところとも協議をしながら進めていると思っております。

一方で、鳥海山観光ビジョンについては、利用者の方々がこういうふうな視点で見えていますということを重点的につくったものであります。それを基にして、我々がそれに対応できるようにするためにはこういう施策が必要ということをもとめております。

ですので、今、ビジョンの中からいろいろなソフト事業を引き出しながら、例えばインフラツーリズムであったり、百宅のガイドであったり、そういったものは、あのビジョンの中から出てきた施策を参考にしながら今、政策として実施しているものでありますので、あのビジョンそのものが全く生きていないということではなくて、実務的にはかなり、観光の中では一つの心の支えといいますか、根拠といいますか、そういったもので活用しているというふうな位置づけをしておりますので、それを見直す、見直さないも含めて、この後、観光振興全体の中での課題になっていくと我々は理解しております。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） 市長からは、ビジョンなのでなかなか表しづらいという話がありましたし、部長からは、市民がこれをしてほしいというような声を見せるためにつくっていったんだという、それを行政側として一つ一つ潰していくんだというお話でありました。

やはり、上位計画という観光振興計画がありまして、それが、やはり大きなビジョンとしての市の観光振興をどうするかという捉え方をしていると思うんですね。幾ら、鳥海山観光ビジョンという名前かもしれませんが、それを施策としてどうするかという捉え方したものをつくったほうが、逆に、市民の方々が分かりやすくなっていくんではないかなという気もするんですけども、その辺は、お互いの違いがあるのかもしれませんが、この後の観光振興計画の改定をしていく中でも一つ検討していきながら、ビジョンそのものについての見直しも含めて、進めてもらえればなと思っております。

最後に、大項目3、CATV音声告知端末機廃止に伴う緊急時通報システムの充実をの話でございますけれども、なかなか、財政を考えると今のものを拡大していくというのは難しいというお話で、別の形でいろいろ手当していくというようなお話でございました。

ただ、質問で申し上げましたように、やはりいろんな方々がいらっしゃいますので、全部一斉に同じことをしようというつもりはもちろんございません。戸別受信機等についても、ほかのやり方もあるのかもしれませんが、例えば独り暮らしだとか何かとか、電話でリクエストしてもらおうということがスムーズにできない方々もいらっしゃるかもしれません。個別にそういう方々に設置していきながら、ある程度、見守りの姿をつくっていくと。それから通報の姿をつくっていくというようなつもりで私は、CATVの代わりにそういうものも整備していったほうがいいんじゃないかという提案をさせていただいたつもりでございます。

そういうものも含めて、いろんなやり方があるかと思っておりますけれども、やはり、安全確保していきながら、そういう見守りの姿、それから市からの通報がいち早くできる

キャッチングの仕方というシステムを構築するべきだと思っておりますので、先ほどいろいろ答弁いただきまして市もいろいろ考えているなという思いもありますけれども、それも含めてもう一度、市長から、その安全性についての決意がありましたら、お話を伺えればありがたいなと思います。よろしいでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。改めて言うまでもないですが、例えば7月に大雨があったりですね、昨今、今までなかったようないろいろな災害が頻発しているというような思いもあって、そういった情報を市民の皆さんに伝達をしていくといういろんな手法を考えないといけない。これは本当大事なことだと思っております。

御提案のいろいろなその個別の方法もある中で、それももちろん研究してまいりますけれども、先ほども答弁させていただきましたけど、例えば今、Lアラートとって、テレビをつけていただくと、テレビのところから由利本荘市が出している情報が、ぱっと出るんですね。なので、Lアラートで、本当に身近な情報、由利本荘市には由利本荘市が出している情報が出るということであったり、防災行政無線のスピーカーは、「あの音、聞こえなくてな」とかいっぱいありますが、今何て言ったんだという電話をかけるとすぐに告知の中身を聞くことができる。先ほども紹介させていただきましたけれども、もう7月からやっている。かなり御利用いただいておりますので、そういったものもあるんだというあたりをもっと広く皆さんにお知らせをしていくということ。

それから、最近はスマートフォンがかなり普及していて、スマートフォンに直接情報を出していくということも今やっていますので、御高齢の方にはなかなかスマートフォンというのはハードルが高いのは十分理解しておりますが、もし、持っている機械があれば、そちらでもできるということ。

それと、今年度からやっています、むこう三軒両隣・たすけあい事業ということで、危機管理課中心に今いろんな動きをやっています。今言ったような、いろんな機器を使ったり、ITとかデジタル関係のものを使う、これも大事なんですけど、最後はやっぱり隣近所で声をかけ合うだとか、アナログのところも非常に大事ななということですね、そうした、隣近所が声をかけ合えるようなこともやっていこうということで今、政策として少し動かさせていただいております。

「決意」という言葉がありました。しっかりとやっていきたいという思いでありますので、どうぞ御理解いただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（伊藤順男） 20番渡部聖一さん。

○20番（渡部聖一） 市長からは、アナログも大切だという。私も全くそのとおりにお話しさせていただいているつもりでございます。

というのは、今、Lアラートのお話をしましたけれども、テレビをつけてなければ見えない。スマートフォンも使えなければ来ない。でも、加入の問題もあるんですけども。加入率もどうだという話になるとまた、ちょっと、いろんな課題があるわけですが。物を見なければ分からないという状態だと、全員にそれを周知することは難しいということになるかと思います。見なくても、音ですぐ、夜中でも何でも、情報をキャッチングできる体制にしていったほうがいいんじゃないかと。最後には、近所で見

守りながら、いろいろそういう連携を取る、コミュニティーを強くするというのは大切なことだと私も思っておりますけれども、その一歩手前に周知する方法をどうしていくかというようなつもりでおりますので、その辺も、これからのいろんなシステム施策も考えていく場合に一つ考えてもらいたいなということでお話をさせていただきたいと思っております。

以上で、再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 以上で、20番渡部聖一さんの一般質問を終了します。

この際、午前11時15分まで休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

3番佐藤正人さんの発言を許します。3番佐藤正人さん。

【3番（佐藤正人議員）登壇】

○3番（佐藤正人） 皆様、おはようございます。公明党の佐藤正人です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、7月14日から降り続いた記録的な大雨に際しまして、市長、副市長、危機管理監をはじめ、多くの職員の皆様、消防団の皆様に、夜間、休日にもかかわらず御尽力いただき、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

県内では亡くなった方もいらっしゃいました。お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本市でも昨年8月の豪雨災害を上回る土砂崩れや冠水の被害が見られましたが、秋田市や五城目町の被害は想像をはるかに超えていました。

友人は15日の夜、九死に一生を得る体験をしました。秋田市南通を走行中、急激な増水で車が止まり、消防署に助けを求めたところ、すぐに車を捨ててマンションなどに逃げようと言われたそうです。しかし、最初は水圧でドアを開けることができず、車内にどんどん水が入ってきました。水が窓ガラスの半分くらいになり、「もう駄目だ、終わりだ、死ぬかも」と思った次の瞬間、ようやくドアを開けることができ、車外に出ることができたそうです。友人は助かることができましたが、五城目町で車の中で亡くなった方はどれほど恐怖の中で亡くなったことかと思いました。

避難するときは、車で避難することは危険だから原則は徒歩でと言われますが、本市は避難所に行くにしても車でなければ行けないところが多くあります。避難するときは冠水した道路に入らないことが一番ですが、万が一、水没してしまった場合は、友人の体験を教訓にしたいと思います。

近年、自然災害が頻発化、激甚化しており、命を落とされる方がいます。そのためには、地域の防災意識を高めていくことが大切ではないかと考え、今年6月、私は防災士の講習を受講し、合格することができました。ほかの防災士の方々と連携し、微力ながら、地域防災の向上のため働いてまいりたいと思っております。

そうしたこともあり、最初の質問は地域防災計画について、お尋ねいたします。

大項目1、地域防災計画について、中項目(1)避難計画について、小項目①避難情報と住民が取るべき行動について伺います。

2018年7月の西日本豪雨では、200名を超える犠牲者が出ました。その際、問題になったのは、気象庁や各市町村から出される注意報や避難指示などの情報が分かりにくいということでした。そこで、住民が災害発生を直感的に把握し、適切な行動を取ることができるよう、防災情報を5段階の警戒レベルで伝えることにしました。

ところが、2019年10月に発生した台風19号でも多くの方が避難に遅れて被災してしまいました。住民に対してアンケートを行ったところ、警戒レベルの内容を正しく把握している人は決して多くないことが判明しました。

避難勧告とは、避難を開始するタイミングであり速やかに避難することと定義していましたが、正しく理解されていなかったため、避難勧告を廃止し、2021年5月から新たな避難情報と住民が取るべき行動になりました。

しかし、それでも逃げ遅れは起きてしまいます。逃げ遅れが起きてしまう原因は、これくらいなら大丈夫という正常性バイアス、バイアスとは先入観や偏見のことを言います。また、誰も避難していないし、みんなと一緒にだから大丈夫という同調性バイアスが避難行動への判断を鈍らせているのだと言います。

本市は、7月16日に避難指示を5回発令し、対象者は総数で3,531世帯、8,857人でした。また、高齢者等避難の発令は1回で、対象者は560世帯、1,627人でした。避難所は7か所で開設され、避難した方の総数は13世帯、28人でした。

私は地元の善隣館を訪ねてみました。避難されている方に声をかけたところ、「若夫婦は家に残っていますが、お父さん、お母さんは早めに避難したほうがいいと言われて来ました」という御年輩の御夫婦や、「裏山が崩れそうで怖かった」という子供連れの若いお母さんがいらっしゃいました。

あとから分かったことですが、善隣館への避難者が一番多かったそうです。結果的に土砂崩れや洪水の被害に遭われた方はいませんでした。こうして早めに危険を察知し行動したことは、非常に大事だと思いました。

避難とは、避難所へ行くことだけではなく、親戚の家に身を寄せたり、家の2階に垂直避難することも避難であることから、実際に避難行動を起こした人は多くいたことと思います。

そこでお尋ねいたします。

今後、これまで以上の大きな災害が発生したとき、「あのとき大丈夫だったから」とか、「誰も避難していないから」といった逃げ遅れを出さないため、本市ではどのような対策をお考えなのか、お伺いいたします。

2つ目は、警戒レベル3の高齢者等避難とは、避難に時間のかかる高齢者や障害者などが避難を開始することであり、警戒レベル4の避難指示は、対象地区の人は全員速やかに危険な場所から避難することです。こうした避難情報と住民の取るべき行動について、市民へ周知され正しく認識されているのか、お伺いいたします。

3つ目は、尊い人命を守るため、空振りになったとしても避難情報を遅滞なく発令することは理解できますが、住民の受け止め方はどうであったのか、お伺いいたします。

4つ目は、秋田市ではLアラート、災害情報共有システムの入力に手間がかかって発

令が遅くなったという報道がありました。本市では、そうしたトラブルはなかったのか。また、今回の発令を評価し、発令基準の見直しはあるのかについて、お伺いいたします。

大項目1、中項目(1)、小項目②避難行動要支援者の避難について伺います。

災害発生時には、高齢者や障害をお持ちの方、妊産婦、人工呼吸器・酸素供給装置を使用している難病患者、医療的ケアを必要とする方、外国の方などの避難行動要支援者を安全に避難させる必要があります。

地域防災計画では、高齢者等避難について、次のように示されています。市長は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、高齢者等避難を発令する。高齢者等避難が発令された場合、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段、移動用具、自家用車、福祉車両などにより、あらかじめ定めておいた場所、指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関などへ誘導・搬送すると定めています。

そこでお尋ねいたしますが、7月16日の避難指示や高齢者等避難の発令に際して、避難対象者の中に避難行動要支援者がいたのではないかと推察いたしますが、そうした方々にどのような対応を取られたのかお伺いいたします。

2つ目は、避難行動要支援者名簿はどのように活用され、関係機関と情報共有されたのか、お伺いします。

3つ目は、避難行動要支援者の中には、個別避難計画で指定避難所以外の、例えば福祉避難所などへの避難が必要な方もいると思われれます。今回、そのような避難所が開設されなかったのはなぜか、お伺いいたします。

4つ目は、個別避難計画で人工呼吸器・酸素供給装置を使用している難病患者や医療的ケアを必要とする方への物資・機材の準備状況、調達先の整備状況はどのようになっているか、お伺いいたします。

5つ目は、市内に居住する外国の方や旅行等で来訪する外国の方への避難誘導について、お考えをお伺いいたします。

大項目1、中項目(2)内水氾濫について。

7月14日からの記録的な大雨により、秋田市のJR秋田駅周辺で発生した水害は、下水道や水路から排出しきれない雨水であふれる内水氾濫とみられています。近年、全国各地の都市で大きな被害が出ており、降り始めから短時間で浸水するのが特徴と言われています。

2021年の水防法の改正で、下水道事業を担う自治体に対し千年に一度レベルの雨を想定した内水浸水想定区域図を作るよう義務づけられたそうですが、本市において作成されているのか、お尋ねいたします。

また、現在、各家庭に配付されている我が家の防災マニュアルに掲載されている洪水・土砂災害マップは、河川の堤防を越えた外水氾濫を想定したものであり、内水氾濫については考慮されていません。これまで比較的安心と思われていた区域も、内水氾濫により浸水区域が拡大するものと思われれます。今後、ハザードマップは改訂されるのか、お尋ねいたします。

大項目1、中項目(3)マイ・タイムラインの普及について。

2015年関東・東北豪雨で、茨城県常総市では約4,300人の逃げ遅れが発生しました。

このことを契機に、自らの災害リスクを自覚し、避難行動の課題に気づき、どのように行動するかを考えるツールとしてマイ・タイムライン作成の普及・啓発が行われるようになりました。

マイ・タイムラインとは、洪水のような進行型災害が発生した際に、いつ何をするかを事前に整理した個人の防災計画であり、ハザードマップを確認しながら自分自身のリスクや家族構成、生活環境に合った自分取るべき防災行動を時系列に整理するためのツールです。

マイ・タイムラインの作成は、講習会やワークショップの方法で全国各地で開催されており、自治会や自主防災組織、小学校などで行われています。特に、小学校では総合学習の時間に防災教育としてマイ・タイムラインの作成に取り組み、その後、保護者へのアンケートを行うことで、家庭での防災意識の向上につながっていると聞きました。

本市においても、マイ・タイムラインの普及・啓発に取り組んでみてはどうでしょうか。市当局並びに教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

大項目1、中項目(4)、津波を想定した避難訓練について。

今年に関東大震災から100年の節目に当たるとともに、日本海中部地震から40年の節目です。日本海中部地震では、地震によって全国で104人が亡くなり、そのうち100人は津波で亡くなりました。

本市の津波浸水予測のハザードマップは、震源地を日本海沖、3海域で発生する連動地震となった場合とし、石脇沿岸で最大波到達予想時間は地震発生から約31分後、最大津波の高さは約11メートルと想定しています。

短い時間の中で、津波から住民などの生命、安全を確保するためには、定期的な避難訓練の実施が重要と考えます。本市の津波避難計画では、総合防災訓練と地区の津波避難訓練を掲げています。

9月に行われている総合防災訓練は、旧市町を巡回する形で、地震発生を想定してシェイクアウト訓練や避難所運営訓練、倒壊家屋からの救出訓練、消火訓練などが行われていますが、ハザードマップで浸水の被害が大きいと予想されている地区の津波避難訓練は実施されているのでしょうか。避難行動要支援者の参加を含め、定期的に実施することが望ましいと思いますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

大項目1、中項目(5)防災士との協力体制の構築について。

防災士とは、防災に関する知識を習得し、地域の防災リーダーとして期待されている民間組織です。

防災士の役割は、平常時においては、自分の身の回り、家庭の防災・減災対策を実施し、地域や企業における防災意識の啓発活動、訓練、研修などを担います。また、災害時には消防や警察、自衛隊などの公的支援が到達するまで被害の軽減を図り、消火活動や救出活動、避難誘導を行います。そして、災害後は、自治体や防災関係機関、NPOなどと連携・協働して被災者支援に当たります。

民間組織である防災士を地域防災に組み入れてはどうかと考えますが、防災士との協力体制の構築について、どのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

大項目2、AED、自動体外式除細動器設置基準について。

総務省消防庁による令和4年度版救急・救助の現況の調査で、一般市民が目撃した心

原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生などを実施したかどうかの生存率、社会復帰率を比べると、心肺蘇生を実施したほうが、1か月後生存者で約2倍の14.1%、1か月後社会復帰者で約3倍の9.7%だったと言います。また、そのうち一般市民がAEDを実施した傷病者の1か月後生存者は49.3%、1か月後社会復帰者は40.1%という結果でした。

時間との勝負で1分1秒でも早く電気ショックを行うことが重要です。電気ショックの成功率は成功の可能性が1分ごとに約7から10%低下すると言われていています。救急車の到達までの時間、全国平均8.9分に引き継ぐため、一般市民がAEDを使用して電気ショックをできるだけ早く行うことが重要になります。

本市の公共施設でのAEDの設置状況を見てみますと、学校や総合支所など広く設置されていますが、不特定多数の人が集まるにもかかわらず、設置されていないところもあります。

AEDの設置について、設置基準があるのかについてお尋ねいたします。

大項目3、ブルーカーボンへの取組について。

今年7月、世界の平均気温が観測史上、最高の月になりました。国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と危機感を訴えました。

日本でも気象庁が7月の全国の平均気温が統計以来、最高になったと発表しました。それに伴い、海水温が極めて高くなっており、台風の発生や大雨を降らす原因にもなるため、暑さに加えて災害への警戒がこれまで以上に必要となっています。

そこで公明党が注目しているのは、ブルーカーボンを活用した地球温暖化対策です。

植物は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を隔離します。森林など、陸上の植物が隔離する炭素のことをグリーンカーボンと言います。これに対し、海藻や海藻など、海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素のことをブルーカーボンと呼びます。

注目すべき点は、海洋の植物のほうが陸の植物より排出された大気中の二酸化炭素を吸収する割合が高いことです。陸の生態系の二酸化炭素吸収率が約12%に対して、海洋の生態系の二酸化炭素吸収率は約30%です。

こうしたことから、国土交通省港湾局では二酸化炭素の新たな吸収源として、海の森、ブルーカーボンの造成を推進しており、防波堤近くに海藻が付きやすいように藻場を整備したり、しゅんせつ土砂を活用して人工干潟を造成し、藻場形成を進めています。

このような取組を官民挙げて多くの関係者が知恵を絞ることで、対策の実効性を高めるとともに、取組の広がりが期待できると思います。

横浜市では官民協力の下、ブルーカーボンを対象に二酸化炭素の吸収・削減の効果を企業などで売買する国内初の排出量取引事業が試行的に実施され、藻場の保全・拡大に効果を上げています。このほか、藻場を保全する活動を通じて市民交流や観光促進につながっている自治体もあります。

洋上風力などの構造物に付着する海藻もブルーカーボンとして活用できることから、ブルーカーボンの取組について、お考えをお尋ねいたします。

大項目4、みどりの食料システム戦略について。

昨年9月の定例会で、私は本市における有機農業への取組について質問いたしました。当局から、「県が主導し、県内市町村との共同策定に向けて調整しているところがあります。本市では生産者の所得向上につながる販売展開を図るため、安全・安心な食を求める消費者にも訴求力のある有機農業の特色を生かした計画となるよう検討してまいります」と御答弁いただきました。

その後、今年3月に秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画が県と25市町村の共同策定により発表されました。それに合わせて、それぞれの地域において環境や資源に合った独自の取組がされています。

例えば、大潟村では有機農業に地域ぐるみで取り組む産地、オーガニックビレッジになることを宣言しました。また、にかほ市では、トキと共生する里地づくりに名乗りを挙げ、景観に配慮した圃場整備、減農薬農業の推進など環境保全の施策に取り組むこととし、その上で、特に有機農業を進めていく一番の課題は雑草対策であるとしてアイガモロボットを活用するなど、有機農業を実践している農業組織とTDK、井関農機、有機米デザイン会社、にかほ市の5者による連携協定を結び、有機農業の推進・拡大を目指しています。

みどりの食料システム戦略は、2050年までに達成すべき数値目標として、二酸化炭素排出量の実質ゼロ、化学農薬の使用量半減、化学肥料の使用量3割減、有機農業の面積を100万ヘクタールに拡大することを目標としています。

また、ブランド米、サキホコレは、2025年以降、農薬と肥料の使用量を半分以下に減らす特別栽培米に全面的に切り替える方針を打ち出しています。

そこで、本市は数値目標達成のために具体的にどのような取組をされるのか、お尋ねいたします。

また、秋田しんせい農協は、資源循環型農業の構築として堆肥の有効活用のため、県の耕畜連携体制確立対策事業を活用し、堆肥散布機などを導入することが決まりました。化学肥料を削減し、堆肥散布をするには新たな料金が発生します。米価の低迷と資材が高騰する中で、堆肥散布料金のコストアップは難しいと考えますが、市からの支援について、お考えをお尋ねいたします。

以上、大項目4点について質問をさせていただきました。御答弁のほど、よろしくお願いたします。

【3番（佐藤正人議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐藤正人議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1. 地域防災計画についての（1）避難計画についての①避難情報と住民が取るべき行動についてお答えいたします。

7月14日からの大雨災害においては、幸いにも市内では人的被害はありませんでしたが、各地で住家や道路、農作物などに甚大な被害が発生しました。改めて被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

地域防災計画については、災害対策基本法に基づき、市防災会議が作成する防災対策

の総合的な計画であり、過去の災害の教訓を防災対策に生かすため、国の防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図りながら必要に応じて修正を進めてきており、本年4月には、避難計画について住民の皆様の安全確保と確実な避難に資するよう、河川の水位や気象庁の防災気象情報に基づいた具体的な避難情報の発令基準を定めるなどの見直し等を行ったところであります。

7月14日からの大雨災害では、避難指示の発令に当たり、気象庁の土砂災害の危険度分布、いわゆるキキクルの情報などから、避難指示を適切な範囲に絞り込んで発令しております。

16日早朝には土砂災害警戒情報が発令される中、大雨の範囲が急拡大し、西目地域を全域とする避難指示を発令したことにより、発令の経緯について数件のお問合せをいただきましたが、大雨災害の拡大期では、災害で命が失われることがないように、空振りを恐れず、躊躇なく避難指示を発令することを基本としております。

また、Lアラートでの情報発信を含め、今回の災害対応につきましては全般的に円滑でスムーズな対応ができたものと考えておりますが、他市の災害対応なども参考にしながら、引き続き避難情報の発令基準を含めた地域防災計画の見直しを図り、防災体制の充実に万全を期してまいります。

避難情報と住民が取るべき行動につきましては、広報紙の防災コラムをはじめ、宅配講座などあらゆる機会を通して周知を図るとともに、市の総合防災訓練や町内会、要配慮者利用施設での訓練などを通して地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、②避難行動要支援者の避難についてお答えいたします。

避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、高齢者、障害者等要支援者ごとに支援を行う方や避難先の情報などを記載したものとなっておりますが、市では災害時にスムーズな支援が確実に行われることを目指し、自主防災組織などが計画策定に取り組もうとする機運の情勢を図りつつ、計画の重要性について周知を行っているところであります。

また、福祉避難所につきましては、国のガイドラインにより、一般の避難所に避難してきた要配慮者からの相談に基づき開設することとされてきましたが、令和3年5月のガイドラインの改定により、あらかじめ特定された要配慮者が避難する指定福祉避難所制度が新たな類型として追加されたことから、市といたしましては、地域の事情を踏まえるとともに要配慮者の意向に十分配慮を加えながら、2つのタイプの福祉避難所を効果的に活用し、受け入れ体制の強化を図ってまいります。

今回の大雨災害におきましては、要支援者の避難や受け入れの要請はなく、家族や支援関係者において安否確認が十分に行われ、支障が生じたとは考えておりませんが、障害のある方の一般の避難所利用は困難な場合もあることから、指定福祉避難所の指定に向けて、今後、対象者の把握などに努め、要配慮者の支援を強化してまいります。

避難行動要支援者名簿につきましては法令により作成が義務づけられており、要支援者からの同意の下、あらかじめ警察、消防機関や町内会に配布しており、避難の支援、安否確認のために活用しております。

人工呼吸器・酸素供給装置を使用している難病患者や医療的ケアを必要とする方の物資、機材の準備状況、調達先の整備状況についてであります。市では、由利本荘医師

会の協力を得て、医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施することとしているほか、市単独の医療救護活動で対処できない場合には県へ応援を要請することとしており、市民の生命を最優先に守ることを基本に、初期医療体制や搬送体制の強化を図ってまいります。

市内に居住する外国人や旅行で来訪する外国人への避難誘導についての考え方につきましては、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と観光を目的とする訪日外国人は情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた情報伝達の環境整備に努めることとしておりますが、多言語への対応など課題も多く、関係機関と連携を図りながら円滑な避難誘導體制の構築に努めてまいります。

避難行動要支援者の避難につきましては、今年度、むこう三軒両隣・たすけあい事業を通して、防災に関する地域課題について関係者が話し合う場の設定を進めており、平常時における地域の要配慮者の実態把握と災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等の援助対策の確立に万全を期してまいります。

次に、（２）内水氾濫についてにお答えいたします。

本年７月に秋田市街地において記録的な大雨による内水氾濫が発生し、多大な被害が発生しましたが、本市の市街地においても、昨今、大雨による浸水被害が発生しており、想定を超える局地的な大雨に対し、内水氾濫を念頭に置いた対応が急務となってきております。

内水氾濫に関し、令和３年度には水防法が改正されるなど国を挙げての雨水対策が展開されており、内水浸水想定区域図については、令和７年度までに全国８００自治体の作成が目標とされているところであります。

本市における内水浸水想定区域図の作成については、これまでのところ、内部的検討段階にとどまっておりますが、今後は国の交付金事業を活用しながら、近年、浸水被害が頻発している市街地を対象としたものの作成について検討したいと考えております。

また、内水氾濫を考慮したハザードマップの改訂につきましては、内水浸水想定区域図が作成された後、速やかに進めてまいります。

全国各地で頻発している集中豪雨による内水氾濫は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあることを踏まえ、できるだけ早期に内水氾濫に関する情報を市民の皆様へ届けるとともに、これらの情報を活用した避難体制の充実・強化を図ってまいります。

次に、（３）マイ・タイムラインの普及についてにお答えいたします。

マイ・タイムラインは佐藤議員の御質問のとおり、洪水のような進行型災害が発生した際、住民自らがリスクを察知し、主体的に避難することで逃げ遅れによる犠牲者が出ないように、いつ、何をするのかを整理した一人一人の防災計画というべきものであり、ハザードマップで地域の水害リスクを確認しつつ、雨量や河川水位などの防災情報の入手方法や読み解き方を理解の上、個々人が洪水時の具体的な行動を想定しておくことが大切とされております。その行動を時系列に整理し、災害を、知る、気づく、考えるの３ステップで防災行動を我が事として捉えることにより、とっさの判断が迫られる災害時に自分自身の行動のチェックリストや避難判断のサポートツールとして役立てることができるものとなっております。

本市では町内会や自主防災組織を対象としたまちづくり宅配講座や広報紙などを通してマイ・タイムラインの紹介・普及を図っておりますが、今後も様々な機会を捉え、住民一人一人が自らの命は自らが守るという観点からの防災教育などを通して防災意識の向上に取り組んでまいります。

学校教育でのマイ・タイムライン作成の普及・啓発については、教育長からお答えいたします。

次に、（４）津波を想定した避難訓練についてにお答えいたします。

本市では、これまで沿岸地域で実施される総合防災訓練においては住民が参加する津波避難訓練を実施しており、また、海岸に面した地域の自主防災組織が主体となって、地震発生後、速やかに、より高いところに避難する津波避難訓練も実施されております。

こうした取組のほか、津波警戒区域内にある防災上の配慮が必要な乳幼児や災害時に自ら避難することが困難な要介護者、障害をお持ちの方などの避難行動要支援者が利用する社会福祉施設等においては、毎年、避難訓練の実施が義務づけられており、各施設の避難確保計画に基づいた避難訓練が実施されております。

本市は、今年３月に秋田県より津波災害警戒区域に指定されており、今後、住民が参加する津波避難訓練の実施に当たっては、むこう三軒両隣・たすけあい事業を活用し、御近所で声をかけ合い、助け合う避難行動要支援者に配慮した訓練を実施し、より一層の防災意識の向上を図りながら、津波避難体制の整備に万全を期してまいります。

次に、（５）防災士との協力体制の構築についてにお答えいたします。

防災士は、日本防災士機構により、防災に対する一定の知識、技能を習得され、地域、大学、企業など社会の様々な場で防災力の向上に向けた取組を担っており、今後、地域防災力を強化していく上で、防災士との協力体制の構築は大変重要であると考えております。

また、近年少子高齢化等により地域防災力を支える担い手となる人材確保が課題とされており、今年度、秋田県では自主防災組織や地域防災力の中核となるリーダーの育成などを図るため、市町村と連携により秋田県防災士養成事業を実施しており、この秋に行われる事業には、本市から２名の方が受講予定となっております。

防災士との協力体制の構築につきましては、市では、防災士間の連携を高め、相互の連絡調整を図る場として、平成28年度に防災士で構成する由利本荘市防災士ネットワークを設置し、防災士の自主的な活動を支援するとともに、災害時の協力体制を確認しているところであります。

また、一方で防災士の方に対しては、それぞれの所属される地域、団体における防災のリーダーとしての活動を期待されており、平常時、災害時を問わず、それぞれの地域、団体で、地域防災力の向上に向けた取組の中核となって活動していただきたいと考えております。

なお、市の防災活動に御協力いただける防災士につきましては、平常時は、総合防災訓練や防災講習会への協力、また、大規模災害時は、関係機関と連携して被災者支援に当たるなどの御協力をお願いしたいと考えております。

防災士との協力体制の構築につきましては、今後ともネットワークを通して、平常

時、災害時を問わず、防災士との連携を深めながら、防災士の方々との実効性のある協力体制の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、2、AED、自動体外式除細動器設置基準についてにお答えいたします。

市が管理する公共施設へのAED、自動体外式除細動器の設置につきましては、厚生労働省より各都道府県へ通知されたAEDの適正配置に関するガイドラインを参考としているところであります。このガイドラインにより、AEDの設置が推奨されている主要なスポーツ関連施設や市役所・公民館等比較的規模の大きな公共施設、小中学校などにはAEDの設置が完了しており、指定管理者が設置したものも含めると、現在、103施設に107台設置されております。

これまでに救急隊が到着するまでの間にAEDが使用された市内の事例として、消防本部への通報記録から把握できる件数といたしましては、過去3年間に75件であり、そのうち、市が管理する公共施設等での使用は、中学校で使用された1件となっております。

突然の心停止事例においては、早急にAEDを使用することにより救命や後遺症の軽減に優れた効果を発揮することが実証されていることから、今後もAEDが設置されていない公共施設の利用状況等を勘案し、設置を検討してまいります。

次に、3、ブルーカーボンへの取組についてにお答えいたします。

世界的な気候変動問題へ対応するため様々な脱炭素の取組が進められておりますが、2009年に国連環境計画から発表された報告書では、二酸化炭素吸収源として、海の重要性が提唱されました。藻場や浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素はブルーカーボンと言われておりますが、本市でも見られるワカメなどの藻場は、二酸化炭素の吸収とともに産卵場や稚魚の生育場や水質浄化などにも恩恵をもたらしてくれるものであります。

ブルーカーボンへの取組は脱炭素に有効であるとし、一部の港湾などでは企業等との間で二酸化炭素の排出量取引を試行的に行うなど、脱炭素社会の実現に向けた新たな手法として注目されておりますが、その評価方法や技術開発などは調査・研究段階であることから、市といたしましては、国や県の動向に注視しつつ、議員御提案の洋上風力等の構造物の活用も含め、本市沖での実現可能性などについて、研究してまいりたいと考えております。

次に、4、みどりの食料システム戦略についてにお答えいたします。

みどりの食料システム法が昨年7月に施行され、本年3月には法に基づく認定制度等を有効に活用して積極的に環境負荷低減事業活動に取り組むことができるよう、推奨される取組等について定めた秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を県と県内市町村共同により策定したところであります。

基本計画では、有機JAS認定圃場面積、特別栽培米の作付面積など、4つの指標について、令和7年における全県ベースでの数値目標を示しているところであります。

現在、本市においては、数値目標達成に向け、具体的な方針を定めるため、県、由利地域振興局やにかほ市、秋田しんせい農協等、関係機関と現状の課題や今後の取組について、協議を行っているところであります。

取組に当たっては、有機農業の推進等、堆肥の活用が求められる中であって、秋田しんせい農協が今年度、堆肥散布機を2機導入するとの方針が示されたことから、そう

した状況を踏まえ、今後の堆肥活用計画や本荘・由利管内での数値目標の設定などについても検討を進めていくこととしております。

堆肥散布に係るコスト算定に当たっては、堆肥の成分分析や土壌調査などによる散布量の設定が必要であり、現在、秋田しんせい農協において、他地域での状況等も確認しながら試算中と伺っておりますが、支援の在り方については、みどりの食料システム戦略全体の推進策を検討する中で考えていくべきであり、現時点で明確に方向性を述べることはできませんが、いずれにいたしましても、引き続き関係機関と連携を図りながら、環境負荷低減への取組を推進してまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 佐藤正人議員の教育委員会関係の御質問、1、地域防災計画についての（3）マイ・タイムラインの普及についてにお答えいたします。

2011年の東日本大震災をはじめ、記憶の新しいところでは、今年7月の大雨による被害等の経験から、各小中学校では防災教育の重要性について十分認識し、立地する環境や通学方法等、地域の実情を踏まえた防災教育に取り組んでおります。

防災教育の一つとして避難訓練が挙げられ、各校において、地震や地震発生後の津波を想定した避難訓練を実施しております。消防署等関係機関の指導を受けながら、自分や他人の命を守るための行動を確認し、防災意識の醸成に努めております。

また、保護者の協力の下、引き渡し訓練を行うなど、災害時の子供たちの安全確保の大切さを学校と家庭が共有しております。

さらに、地域においても総合防災訓練が実施されており、災害時の自分の役割や行動を意識しながら、小中学校の児童生徒が地域住民とともに実践的な訓練を行っております。

このような取組に加え、御質問にあります個人の防災計画であるマイ・タイムライン作成は、見通しを持ち、適切な避難行動について考えることにより、さらなる防災意識の向上を促すことができると考えております。子供の命を守るための防災教育の取組や防災計画は、学校単独で、あるいは子供が独自でできることではなく、家庭においても、災害時の行動を確認しながら取り組むべきものであり、家庭と学校、さらには地域との連携が重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、マイ・タイムライン作成の普及・啓発を含め、家庭、学校、地域が連携した防災教育の一層の推進に努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん、再質問ありませんか。

○3番（佐藤正人） 御答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

避難情報と住民が取るべき行動についてなんですけれども、確かにいろんな媒体でこういうことだというふうに広報されてますけれども、私からは、本当にそれが市民の気持ちの中に入っているのかという部分で、ちょっと大丈夫なのかと思っている部分がありましたので、今回、この内容をお話しさせていただきましたけれども、広報等だけ

でこういったことは市民に伝わっているものなんでしょうか。もう一度、お聞きしたい
と思います。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん、何番の御質問ですか。

○3番（佐藤正人） すみません。大項目1、地域防災計画について、中項目（1）避難
計画について、小項目①の避難情報と住民が取るべき行動について、再質問いたしま
す。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。同じような認識はあるかも分かりま
せん。例えば、避難指示を出したときに、「このぐらいなら大丈夫だ」とか、そういう
ことをおっしゃる方ってやっぱり現実おられますし、実際に個々人のそういったところ
までということで、そういった意味では、広報に載せたからいいとか、そういうことでは
なかなか浸透しないだろうと思います。

先ほど答弁しましたが、あらゆる機会を通して、そうした自分の命は自分でも守ると
いうことであったり、いろんな指示について、しっかりと対応してほしいということに
ついては、本当にあらゆる機会に話していくしかないだろうというような思いでありま
す。

現在で十分だとは全く思っていないし、これからもしっかりと対応してまいりたい
と思います。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。

今回、16日の1時頃に避難指示ということで出されましたけれども、避難指示という
のはレベル4で、その前にレベル3の高齢者等避難があるわけなんですけれども、その
発令の仕方としては、いきなり4レベルになって発令された形になりますけれども、そ
の前段階での発令の基準というものはなかったものなんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 危機管理監から答弁させます。

○議長（伊藤順男） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 佐藤議員の再質問にお答えします。

以前は、避難勧告、避難指示という段階になっておりましたが、今現在は、改正によ
りましていきなり避難指示という体制になっております。したがって、その前段階
というのは、現在ない状態ではありますが、ただ、いきなり避難指示されても「えっ」て
なりますので、これは何らかの予鈴というか、前段階でお知らせすることも、今後、検
討していかなきゃいけないかというのが課題と考えております。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。

それでは、大項目1、中項目（1）、小項目②の避難行動要支援者の避難について、
再質問いたします。

個別避難計画というのは、まだ出来上がっていない状態なんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 危機管理監から答弁させます。

○議長（伊藤順男） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 再質問にお答えいたします。

個別避難計画につきましては、現段階ではまだ作成されておりません。これにつきましては、制度的な位置づけとしまして、取組指針でありまして、作成が望まれるものとされております。

今後につきましては、この個別避難計画の作成を積極的に推進していきたいと考えております。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。ただ、避難行動要支援者への避難指示等の発令だとか、それに対する避難行動とかというものが防災計画の中で明確に記載されておりますので、早めにそういったものが確立されて、要支援の方を安全な形で避難させていくということが大変重要かと思うんですが、今回はそういった要請がなかったからという御答弁でしたけれども、これは、今後もそういう要請があった場合はそういった方を避難誘導させるということなんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 再質問にお答えいたします。

避難所につきましては制度が令和3年度に変更なりまして、指定避難所制度というのが、今できております。この指定避難所というのは、名簿でこの人がこの場所に避難するというのを示しまして、現在、残念ながら由利本荘市はまだ1か所だけの設定であります。

先ほどの質問にありました、従前であれば一般の避難所に健常者、障害をお持ちの方も避難されまして、そこで要望等を確認して、要支援者に避難所を移動してもらうような形をとっておりましたが、それも制度が変更になって、今、過渡期でもありまして、今後はその両制度をうまく運営していかないといけないという状況であります。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） 今回の災害での安否確認の状況というのは、そうすれば、誰がどのように指示して安否確認がされたのかというあたりを教えていただけませんか。

○議長（伊藤順男） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 安否確認につきましては、各総合支所等を通じまして、各自治会等、町内会長からの連絡等をいただきまして、各町内会の状況等を確認しております。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） 大項目1、中項目（4）津波を想定した避難訓練についてのところで、私の認識がなくて、沿岸部の方が、こうやって要支援者も含めて避難訓練をされているということを聞いて、大変心強く思いました。ぜひ、よろしく願いいたします。

それから、大項目1、中項目（5）防災士との協力体制の構築についても、ぜひ、民間組織ではありますけれども、市と一緒に防災力を高められるようにぜひお願いしたいと思います。

大項目2、AED、自動体外式除細動器設置基準についてであります。

公共施設でのそういったAEDを使っただけの事例というのは1件しかなかったということなんですけれども、やはり、1分1秒が大事なことだと思いますけれども、今後、台数を増やすという考えはおありでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

今後も設置されていない公共施設については、その利用状況だとか、いろんなことを勘案しながら、設置については検討をしてみたいと考えてございます。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。

続いて、大項目3のブルーカーボンへの取組についてなんですけれども、市としては積極的に研究してみる、実際に取り組んでみるというお考えがあると理解してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

佐藤正人議員も御指摘のとおり、ブルーカーボンへの取組というのも脱炭素に向けての1つの大きな取組だと思って、由利本荘市もゼロカーボンシティに向けてということで、様々なメニューというんでしょうか、政策をやっていく中で、ブルーカーボンにも取り組めないかということは庁内でもいろいろ相談をしています。

ただ、なかなか、例えば砂浜だとなかなかしづらいとか、由利本荘市沖にパーンと適しているかというところでもないというような要素もあつたりしますので、例えば港とか、港湾とかを利用してできないだろうかとかを、今、まさに研究を始めたという段階であります。

また、御指摘のように、例えば洋上風力発電の基礎というんでしょうか、それを利用できないかということも1つ案としてあるのかと思っておりますが、現段階では、何とかできればという方向では考えてはおりますけれども、やっと研究を始めたというところでもありますので、いろんなことを研究したり、情報収集しながら考えていきたいというふうに考えています。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ありがとうございます。場所によってはしゅんせつ工事に合わせて、干潟を作って、そういう藻場形成をするということもありますので、しゅんせつ工事とかに合わせた形での取組というのも大事かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、大項目4、みどりの食料システム戦略についてでございますけれども、にかほ市、それから、秋田しんせい農協と一緒に取組んでいくということでございますけれども、私、前回の質問のときもお話ししましたがけれども、千葉県のみすみ市のように、やはりトップダウンで、有機農産物を作ったら学校給食で全部使うからやってみないかということで有機農業、栽培農家が急激に増えたという実例がありますけれども、そういった形で、この有機農業への取組を市長のトップダウンの考えで取組んでいくという考え方はございませんか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問で、トップダウンという質問なので私が答えるということになる。

大きなくくりで言えば、いろいろな政策的なものをトップダウンでやったほうが早い場合もあったり、やはり、いろいろなボトムアップであったり、中で検討すると、いろんなやり方が多々あるかと思えます。今、例に出された市ではトップダウンでやられたということがある。由利本荘市もトップダウンでやっていることってほかにはないわけではありませんが、今回の有機農業等々について、先ほど言いました他市との関係でいろんなことがあるので、バーンとトップダウンでやるということが果たしてそれがいいのかどうかということを含めて、いろいろと検討したり、研究したり、庁内の中で進めてまいりたいと思えます。

必要があればトップダウンでやることももちろんあるでしょうし、それがどうなのかというあたりについても含めて検討してまいりたいと思えます。

○議長（伊藤順男） 3番佐藤正人さん。

○3番（佐藤正人） ぜひ、よろしく御検討をお願いいたします。

以上で私の再質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 以上で、3番佐藤正人さんの一般質問を終了します。

この際、午後1時15分まで休憩をいたします。

午後 0時22分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

5番大友孝徳さんの発言を許します。5番大友孝徳さん。

【5番（大友孝徳議員）登壇】

○5番（大友孝徳） 皆様、こんにちは。市民の困り事、市民の思い、そしてアイデアや希望、様々な市民の声を市政に届け、由利本荘市をみんなで作るみんなのまちに、これをテーマに活動しております。会派、市民の窓口、大友孝徳です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、これより一般質問を行います。

今回は、市民が何も諦めることなくこのまちに暮らし続けるために、これをテーマに大項目5点について、お伺いいたします。

大項目1、敬老の思いを新たなおもてなしで。

令和5年3月27日付で町内会長各位宛てに通知し、4月1日号の広報ゆりほんじょう、市政情報5として周知された由利本荘市敬老事業補助金は、その通知の遅さや文章の分かりづらさなどから様々な波紋を呼び、「市が敬老会を町内会に丸投げした」、「そもそも敬老の思いがないんじゃないか」等々の不満の声が多く市民より噴出しました。また、前向きに敬老事業を実施しようとした町内会からは、「敬老会名簿の提示がないまま敬老会をやれ、これは乱暴すぎないか」などの意見が寄せられました。

その後の市当局の説明などでこれらの声は一時沈静化しましたが、つい最近、敬老会

対象の方より、「敬老会に参加しないと参加者名簿がもらえないと言われた。敬老会名簿を見ることは知人の安否を知り、往時を懐かしむ楽しく大事な時間だったのに、それさえも奪うのか」とお叱りを頂戴しました。この方には、個人情報保護法の施行により名簿の提示ができなくなったことなどを丁寧に説明し、御納得いただきました。

そもそも、このたびの市主催の敬老会の廃止はコロナ対策の一環であり、それを無念に思った当局が敬老の思いを伝える手段として由利本荘市敬老事業補助金を創設したのに、市民の方々の捉え方は全く異なってしまっております。

そこで質問です。

市当局もしくは市観光協会が主催する観桜会や各花火大会などに敬老特別席を設け、おもてなししてはいかがでしょうか。観桜会であれば、足元の悪い本荘公園に登らなくても桜の花を楽しめるように、市役所4階の正庁を開放し、眼前に広がる本荘公園北斜面いっぱい桜をお楽しみいただければいかがでしょうか。本荘川まつり花火大会であれば、有料席の一部に敬老特別席を設けるか、もっと足元のよいカダーレ第2駐車場などに敬老特別観覧席を設けるなど、低予算でできることはたくさんあります。

大事なのは、ここまで頑張ってお礼をくださった皆様に、尊敬と敬老の思いを伝えることです。敬老の思いが市民の皆様に伝わるような新たな取組など、来年度に向けての市長のお考えを伺います。

次に、大項目2、子育て支援の根幹を担う保育士への支援策は。

令和5年3月6日、私の会派代表質問、大項目2、未来を切り開く子供を地域社会全体で健やかに育てる施策について、中項目(2)子育て支援の根幹を担う保育士の現状、これに対し市長の御答弁は、「保育士の負担軽減と処遇改善につきましては、ICT化推進事業補助金、給付費の処遇改善加算、さらに、昨年から実施された保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金を活用し、保育士の業務負担の軽減につなげるとともに処遇の改善に努めております」とのことでした。さらに、私の再質問に対しては、「必要な独自支援を検討してまいります」とも御答弁いただきました。

あれから半年が経過しましたが、私がヒアリングした限り、現場の保育士には業務負担の軽減、処遇の改善、必要な独自支援は実感されておらず、「どうせ」と諦めの言葉が聞かれました。当局のその後の進捗状況はいかがでしょうか。保育士の方々が現状を踏ん張り、未来に希望を持てるような施策は進んでおりますか。いまだ道半ばであっても結構です。保育士の方々の業務負担の軽減や処遇の改善を目的としたどのような独自支援策を策定し、どこまで進んでいるのか、市長の御答弁を求めます。

続きまして、大項目3、深夜時間帯の交通手段の確保について。

令和5年6月2日、私の一般質問、大項目1、公共交通の現状分析と本市の未来像、中項目(4)タクシー、小項目①深夜になると帰宅できないまち。これに対する反響が大きく、市長に御答弁いただいた「市といたしましては、これまで同様、緊急車両としての役割は救急車が担うものと考えておりますが、御紹介いただいたような事例が今後も増えることが想定されることから、深夜の時間帯の交通手段の確保について、他市の事例等を参考とするなど、その方策について調査研究してまいります」。この御答弁に対し、市民の方々より、「タクシーの営業時間短縮には半ば諦めていたが答弁を聞いて希望が持てた」、「いつになったら、どんな形で深夜時間帯の交通手段が確保される

のか」との御質問を寄せていただいております。

あれから、まだ3か月しか経過しておりませんが、調査研究の状況はいかがでしょう。再質問への御答弁の中では、「新しい地域公共交通計画の策定を令和5年度から着手し、計画の始期を令和6年度としている」とのことでしたが、この策定と開始以前に深夜時間帯の交通手段の確保について、何らかの施策がお済みでしょうか。市民の皆様が期待しております。市長の答弁を求めます。

次に、大項目4、地域の行事や風習を継続するために。

今年のお盆はコロナ感染症の5類への移行後、初の長期休暇となり、本市にもたくさんのお帰省者が帰り、多くの観光客が来訪されました。本市の詳しい情報は把握しておりませんが、報道によると、秋田県への来訪者はコロナ直前の2019年並みに戻り、市内では町内会による盆踊りなどが再開され、久しぶりににぎやかなお盆でした。

その中で、8月13日に本市内において、ちょっと不幸な事例が発生してしまいました。日も暮れた19時頃、出勤からの帰路に着いた由利本荘市消防署員がある集落内に火を発見し、不審に思って向かったところ、塔婆を燃やす火でした。火は成人男性の腰ほどの大きさだったようです。消防署員は職務として、火災と紛らわしい行為の届出、これがないとたき火はできないこと、時間は日の出から日の入りに限られることなどを説明し、火を消すよう促しました。すると、住人より、「これはお盆の迎え火で毎年の恒例行事なのだから消せない」との説明があり、火を消そうとしなかったようです。その後、紆余曲折あり、何とか事態は収束し、迎え火は消されましたが、この方々は16日の送り火も中止されたそうです。

お盆は祖先の霊を祭る日本古来の祖霊信仰と仏教が融合した行事であり、迎え火は祖先が迷わず自宅に帰ってこられるように目印として火をたく大事な行事です。その集落により様々な形で行われているようで、その作法も、火の大きさも違います。

今回の事例が発生した集落の方々が言うように、ここでは毎年の恒例行事として、長年にわたり、この形で継続されてきたのでしょうか。今回の事例は、たまたまその時間に近くを消防署員が通ったことにより発生した事例ですが、広大な面積を有し、多くの集落が存在する由利本荘市では、ほかにも消防署への届出が必要であることを知らずに大きな迎え火、送り火をたいている方々もいらっしゃるかと推測します。

二度と今回のような不幸な事例が発生せぬよう、市民の方々が恒例行事や風習を諦めずに済むよう、火災と紛らわしい行為の届出、これに関する方法や条件等を市民の方々が理解し、記憶できるように御答弁ください。

続きまして、大項目5番、地域経済の健全な発展への配慮を。

本市内の産業、特に商業にとり、本市の公契約による物品購入が及ぼす影響は決して小さくありません。本市では由利本荘市公契約基本条例を平成30年4月に策定し、その基本理念第3条第4号に、「地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること」とし、第14条に以下を明記してあります。市内業者の活用、第14条第1項、「市長は予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する業者（次項において市内業者という）の積極的な活用に努めるものとする。第2項、事業者等は下請負人を選定するとき、又は資材等を調達するときは市内業者の積極的な活用に努めなければならない」。また、その解説には、

「特に基本理念（４）の施策として、市内業者の受注機会の確保は地域における経済の発展及び地域の活力を左右する重要な要素であることから、地域経済の発展のために市内事業者の受注機会の確保に努めることについて定めるものです。基本理念に定める事業者等の経営の安定や適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、その他の社会的責任を果たすための取組を促進するには、市内で活発な経済活動が行われ、地域経済が健全に発展することが重要です。このため、市は公契約の発注に当たっては、予算の適切な使用に留意しながらも、例えば、一般競争入札において市内事業者であることを入札参加要件としたり、指名競争入札において市内事業者を優先して指名するなど、市内事業者の受注機会の確保に努めなければならないこととします。なお、市内事業者とは市内に事務所または事業所がある事業者を言います。また、事業者等においても、下請負人の選定または資材の調達をする際は、市と同様に、市内事業者を活用するよう努めなければならないこととします」と記載されております。

ところが、本市の公契約、特に物品購入において、この市内業者の積極的な活用が遵守されていないとの情報があり、市内業者にヒアリングしたところ、以下の御意見を伺いました。

１、そもそも入札参加資格審査申請の申請書（物品・リース等・役務）の様式５、営業種目一覧表、これの営業種目分類が古く、現状に即していない。私も見ましたが、確かに（34）写真、機材類の映画用機材、D P E、写真撮影、写真材料、フィルム、これなどは、現在、本市で購入することはないと思いました。

２、この営業種目一覧表の２行目には、業務ごと（物品・リース等・役務の提供）に希望する営業種目の優先順に、各業種それぞれ１から５番まで記入してくださいと明記されており、それ以上は書けない。つまり、エントリーできないと。

生き残りをかけ、売上確保のために扱い種目を増やしてきたが、記入できない種目では入札には呼ばれにくいとのことでした。確かに、昭和の頃のように多くの業者が専門的な種目を営業していた時代はこれでもよかったですでしょうが、市内業者が集約され、現在には即していないと言わざるを得ません。

ちなみに、私がヒアリングした１社は、「20種目の実績があるが、書けないので５種目のみで提出している」とのことでした。

３、このような入札参加資格審査申請条件のため、生き残った数少ない市内業者が営業種目一覧表に記入できない種目を中心に近隣自治体の事業者が入り込んでいるとのことでした。これは、１市７町が合併した際の負の遺産であり、１市７町それぞれに入札業者がおり、その地理的要因から隣接自治体の事業者を使わざるを得なかったことが、いまだに影響しているのではないかとのことでした。

４、このような経緯から由利本荘市においては、市外業者使用のハードルが低く、「指名業者選定時に市外業者を指名する際は、その理由を上程書類に説明すること」となっているが、どこまでチェック機能が働いているのかとの御意見でした。

ちなみに、秋田市、にかほ市等は地元業者の使用、これを厳重に通達しており、市外業者使用のハードルが高く、由利本荘市の業者は、秋田市、にかほ市には指名されにくいそうです。秋田県も、各地域振興局にはその地域の業者使用を厳重に通達しているそうです。

どうも、基本理念第3条第4号地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること、これを遵守徹底するには、制度の見直しが必要なようです。

そこで質問です。

本市の公契約における物品購入で、市内業者を使用せず市外業者と契約している件数は何件ですか。それが全体に占める割合は何パーセントですか。市外業者を指名する際の理由の確認は、どの段階で、どのように実行されていますか。市内業者の優先使用を徹底させるため、入札金額のみの判断ではない新たな制度を検討されてはいかがでしょうか。入札参加資格審査申請書の内容を見直し、営業種目を現在に即したものに修正し、種目数の制限はなくすべきと思いますが、いかがでしょうか。市内に当該物品の購入先がなく、やむを得ず市外業者を指名する際の申請条件を厳格化すべきと思いますが、いかがでしょうか。

少子高齢化・人口減少と市内経済の縮小が続く今、市内業者の育成は喫緊の課題です。市内業者がこれ以上減っては、本市の地域経済の健全な発展は不可能となります。また、価格競争原理の行き過ぎた追求により、本市公契約では適正な利益確保ができないとなれば、市内業者が本市公契約から逃避します。

全国組織の業者による戦略的価格と同等に開札されるのなら、もう入札したくない、この現象は市内業者において既に発生しているようです。市長、本件に対する対応策について、お伺いします。

続きまして、大項目6、全国洋上風力発電市町村連絡協議会について。

昨年7月28日、湊市長が自ら提案し発足した全国洋上風力発電市町村連絡協議会は、参加自治体が設立当初の8市町から16市町に増え、その総会及び研修会が7月12、13の両日、長崎県五島市で開催されたようです。総会は午後3時より五島市、観光ビルはたなかにて開催され、令和4年度事業報告、令和4年度収支決算、令和5年度事業計画（案）、令和5年度収支予算（案）などが話し合われ、わずか45分後には講演会となり、1、地元の風車は地元で守り地元の風車は地元で生かす、有限会社イー・ウィンド、専務取締役、田上秀人氏、2、潮流発電の実証と響灘洋上風力発電の取組について、九電みらいエナジー株式会社、事業企画本部本部長、永松達也氏、3、漁業と洋上風力との共生について、五島ふくえ漁業協同組合理事、熊川長吉氏、以上の講演がなされたようです。

翌13日、午前9時20分、福江港を海上タクシーで出港し、浮体式洋上風力発電はえんかぜを現地視察して終了したようです。

以上の情報は、全て能代市のホームページで確認できました。本市ホームページでは見つけられませんでした。

マスメディアの報道としては、全国ネット及び本県メディアの放送は見つからず、長崎県内のローカル局のみが取り上げたようでした。その中で、NHK長崎のニュースウェブにこのような記事がございました。以下がその原文です。

協議会の会長を務める秋田県能代市の齊藤滋宣市長が挨拶し、「カーボンニュートラルの主役を担うのが洋上風力発電だと思っています。我々はその期待に応えていく責務があると思っています」と述べました。

湊市長は本協議会の副会長ですが、会長御発言の「我々はその期待に応えていく責務

がある」に違和感を覚えなかったのでしょうか。国が促進地域と定め、事業者を選定し進めている洋上風力発電に、由利本荘市にはどのような責務があるのでしょうか。もし責務があるとすれば、それは現在の、そして、未来の由利本荘市民への責務であり、由利本荘市民の福祉向上を目的に、国により進められる洋上風力発電計画が市民の生活に及ぼす影響をあらゆる面から探求し、もし、懸念があればそれを国に訴え、市民にとり、よりよい環境で計画が進められるよう行動することが先進地自治体としての責務と思いますが、いかがでしょうか。それでこそ、我が国の洋上風力発電が国民に寄り添った事業となり得るのではないのでしょうか。

また、この報道には以下の文章もございました。

今年度の活動方針が話し合わせ、先進事例についての情報交換や国への要望活動などについて検討していく方針が確認されました。

市長は、昨年8月29日の私の一般質問に、「全国洋上風力発電市町村連絡協議会について、私のブログやフェイスブックにおいて、法定協議の場でそれぞれがしっかりと意見を出すなど、ただ推進の向きではなく様々な問題提起や課題解決のためにも、関係自治体や省庁と連携を密にすることが大切だと思いますと発信しております。

日本では初めてとなる洋上風力発電事業では、出捐金の使途や電源立地地域対策交付金の拡充などを課題として認識しており、全国協議会の会員である全国の沿岸市町村と連携しながら一緒になって課題解決に向けて取り組んでまいります」、こう答弁されております。

今回の総会でどのような活動方針が話し合われたのでしょうか。先進事例の情報交換とは、どこのどのような事例でしょうか。国へどのような要望活動をするのでしょうか。市長の御答弁を求めます。

続きまして、大項目7、今こそ風力発電計画を冷静に見直すべき。

8月4日、日本風力開発からの不透明な資金受領疑惑により、東京地検特捜部に収賄の疑いで家宅捜索を受け、外務大臣政務官を辞任、翌5日、自由民主党に離党届を提出し受理された秋本真利衆議院議員に関する事件の余波が秋田県にも押し寄せております。

8月21日、この事件において贈賄容疑で逮捕されている日本風力開発が、男鹿市で計画する五里合風力発電事業を一旦中止するよう求める要望書を男鹿市の若手事業者らが同社秋田事務所に提出しました。事業に反対する7,700人分の署名も手渡され、事件の全貌が明らかになるまでの計画中止と近隣住民や事業の影響を受ける組織団体への公開説明会、討論の場の整備なども要望されました。

また、同じ8月21日の記者会見で佐竹知事は、「日本風力開発には本県で検討されている洋上風力発電事業への参入から外れてほしい」と述べました。佐竹知事は日本風力開発が男鹿市で陸上風力発電事業を計画していることにも触れ、「ああいう問題を起こして、また、新たな事業をやるというのは無礼だ。歓迎はしない」と語気を強めた旨が報道されております。

ここで質問です。

本市内に日本風力開発による風力発電事業計画はございますか。また、昨年8月29日の一般質問でもお伝えした風力発電事業計画の中止や見直しの潮流はその後も続き、東

北を中心に日本全国に広がっております。それらの報道に重ね、秋本真利衆議院議員らの贈収賄疑惑の報道や男鹿市若手事業者の行動、佐竹知事の発言などにより、市民の風力発電事業への関心も高まっております。

ここまでの風力発電事業に対する市長の姿勢は、「風力発電事業者は関連法令を遵守して進めており、市として民間事業に口出しする立場になく、他自治体の考え方にコメントする立場にもない」でした。しかし、市民の間には、2030年、7年後に電源構成比、わずか5%目標とか、2040年でもたった9%目標とか、全体の1割も満たない風力発電事業にここまで巨額の資金を投入するのは極めて不自然だ、だから今回のような贈収賄への温床になる。そんな風力発電事業に、私たちの海を、山を、由利本荘市の宝である大自然を壊されたくないとの思いが高まっております。

市長、今こそ冷静になって一旦立ち止まり、本市内の海や山に計画されている風力発電計画を見つめ直し、洗い直すべき時期だと思いますが、いかがでしょうか。御答弁を求めます。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

【5番（大友孝徳議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、大友孝徳議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、敬老の思いを新たなおもてなしについて、お答えいたします。

市では、今年度から町内会等の自主的な活動を支援する新たな敬老事業を進めております。8月末現在で、敬老会の開催については86町内から約2,200人分の申請がありました。また、記念品の贈呈については、各町内で自由に記念品を選択できるような制度としており、141町内から約4,000人分の申請をいただいております。

敬老会を開催した町内会からは、予想以上に参加者が多く盛況だったなど、好意的な意見もいただいております。さらに、8月以降のコロナ感染状況の懸念から敬老会を計画していたが記念品の贈呈へ変更したいという町内会もあり、新たな制度が有効に活用されているものと考えております。

来年度に向けては、市民の皆様や町内会等からいただいた意見や要望を真摯に受け止め、コロナ禍などの社会情勢であっても、より多くの町内会が敬老事業に取り組みやすいよう、制度の改善に努めてまいります。

また、従来から高齢者の外出促進等を目的に1,000円分の入湯料等割引券を贈呈しておりましたが、今年度から敬老対象者には、さらに1,000円分を追加して贈呈しているところであります。

御提言いただいた観桜会や花火大会の特別観覧席の設置などの新たな取組につきましても、参考にさせていただきながら、引き続き敬老対象者への祝意と感謝をしっかりとお伝えしてまいりたいと考えております。

次に、2、子育て支援の根幹を担う保育士への支援策はについてお答えいたします。

保育士の負担軽減につきましては、ICT化推進事業補助金を活用し、保育業務支援システムを導入した保育所等からは、登降園管理、保育計画や記録作成、保護者への連絡などの作業が省力化され、保育士等の業務負担が軽減されたとの声をいただいております。

ます。

処遇改善につきましては、国の給付制度により、勤続年数に応じた加算や役職加算が手当てされているほか、令和4年2月からは保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により、非常勤職員を含む全ての保育士について、月額9,000円ほど賃金改善がされております。

また、市の独自支援策の検討のため、現在、保育士等の配置や体制に関する事項も含めた保育所等の運営上の課題を確認しているところではありますが、国においても、保育人材確保に関連した公定価格や職員の配置基準の改善、民間給与動向等を踏まえた保育士のさらなる処遇改善を検討するとしておりますので、国の動向を注視しつつ、制度改革には速やかに対応し、引き続き、保育士等の処遇改善に努めてまいります。

次に、3、深夜時間帯の交通手段の確保についてにお答えいたします。

御質問いただきました件について、他市の状況を調査したところ、全国的にはコロナ禍において交付金を活用してタクシー会社の支援策として行われた事例のほか、県内では、男鹿市が昨年8月より18時より翌日6時までの間のタクシー運行の確保について支援をしております。男鹿市においては、バスの最終時間が18時台となっているほか、タクシーについても21時台以降は安定的に運行されていない現状を踏まえ、市民の緊急時の足の確保策として、タクシー1台を待機させる内容で導入したと聞いております。

また男鹿みなと市民病院においては、夜間救急車に付き添ってきた方が明け方まで病院にとどまることを認めていないなどの点も背景にあるとのことでありましたが、特にタクシー利用の用途には制約を設けておりませんでした。

一方、本市においては、タクシーが24時間体制で運行されていないものの、最長で25時まで運行する会社もあり、相当程度の時間帯はカバーされており、また、由利組合総合病院においては、公共交通機関が動き出すまでの間、とどまることができる状況になっているほか、そうした待機を要する方も月に多くとも2名程度とのことでありす。

また、市内のタクシー会社に確認したところ、24時間体制の構築については、仮に公的支援があったとしても一定の需要が見込まれる状況でなければ対応は困難としており、人員確保の問題もあって消極的なスタンスでありました。

こうした状況を踏まえると、夜遅くまで飲食を楽しむ方には歓迎される面はあるものの、市民生活に必要不可欠なものとして、公的に支援してタクシーの24時間体制を構築する必要性は高くはないと考えられることから、それに対する支援については抑制的に考えざるを得ないものであります。

次に、4、地域の行事や風習を継続するためについてにお答えいたします。

由利本荘市火災予防条例第72条においては、たき火など火の使用に当たり、火災と紛らわしい煙または火炎を発生する恐れのある行為に該当する場合には、あらかじめ消防長に届け出なければならないと規定しております。

火の取り扱いについては十分に注意して行わないと火災発生につながる恐れがあることから、焼却するものや場所の確認と、実施に当たっての注意事項などを伝えるため、届出をお願いしているものであります。

また、届出に当たっては、万一、火災となった場合に迅速な対応ができるよう備える

とともに、通行人等から火災と誤認して119番通報を受けた場合への対応などの理由から、点火や消火に関する報告も併せてお願いしております。

議員御指摘の事案についてであります。8月13日の夕刻に、消防署員が火の高さが約1.5メートルまで燃え上がり、火災の危険があると判断される状況を発見し、当事者の説明では、お盆の迎え火とのことでありましたが、無届けであったほか、日没後で、火災と誤認され119番通報の懸念もあったことから、消火をお願いしたところでありませ

す。こうした消火のお願いが、お盆に先祖の霊を迎え入れるために行われ、古来からの風習となっている迎え火を否定しようとするものでないことは御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、火災予防条例に定めるこの届出の必要性につきましては、今後ともホームページの掲載により周知を図るとともに、地域に密着した消防団員による広報活動も併せて展開してまいります。

次に、5、地域経済の健全な発展への配慮をについてお答えいたします。

市における物品購入契約について、昨年度の契約件数は市全体で227件であり、うち市外業者のみを指名した契約件数は13件で、全体に占める割合は約6%となっております。

指名業者の選定につきましては、発注する際に、由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱に基づき、指名審査会または指名審査調整会議で決定しておりますが、基本的な指名の考え方としては、原則、市内業者を対象とすることとしており、例外的に市内業者では業務内容等に対応できない場合などにあつては、その理由を含め、厳正に審査を行った上で市外業者を指名することとしております。

次に、市内業者を優先させるため、入札金額のみの判断ではない制度を検討できないかとの質問につきましては、物品購入の入札は完成品に係るものであり、技術力や専門性など入札に当たって加味すべき要素が一切ないことから、価格以外での入札方式は難しいものと考えております。

また、市では入札参加資格審査申請を受け付ける際に、物品、リース等、役務の提供について、各業種ごとに希望する営業種目を5項目までに限定している背景といたしましては、営業種目の登録数に制限をなくした場合、大規模事業者が多くの入札で指名されることが想定され、価格競争において中小事業者よりも価格が優位となることが考えられることから、中小事業者が不利とならないよう配慮するために限定しているものであり、今後とも、営業種目の登録数を限定しながら市内中小事業者の受注機会の確保に努めてまいります。

以上のような取組により、市として、由利本荘市公契約基本条例に挙げる市内業者の積極的な活用という趣旨に沿いながら、市内業者を優先して指名しているところであります。今後も入札事務につきましては、関係法令を遵守しながら、市内業者の受注機会の確保に努めてまいります。

次に、6、全国洋上風力発電市町村連絡協議会について、お答えいたします。

去る7月12日に長崎県五島市で開催された令和5年度全国洋上風力発電市町村連絡協議会に、私も副会長として参加してまいりました。

大友議員御質問の、会長である能代市長の挨拶に違和感を覚えなかったかにつきましては、一言一句を正確に記憶しているわけではありませんが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて洋上風力の役割は大きいものがあり、我々もその期待に応えていく責務があるといった内容だったと記憶しており、ゼロカーボンシティ宣言をしている我が市として、特に違和感はありませんでした。

また、本市沖洋上風力発電事業に対する市の責務につきましては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の第5条に、関係地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国の施策に協力して海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならないと規定されています。地元自治体である本市といたしましては、法律上の責務を十分理解した上で、これまでもお答えしておりますとおり、事業に対する要望や課題、懸念などについて、市民や地元企業、団体等の声にしっかり耳を傾け、これまで同様、法定協議会の場などにおいて、国や県、事業者に対し、地元の声を伝えてまいります。

また、総会では、令和5年度の事業計画として、視察・研修事業や広報活動などについて議題となりましたが、国への要望活動につきましては、今後、その内容について、会員自治体で協議を進めることとしております。

なお、報道にあった先進事例の情報交換につきましては、総会のどの部分を指しているものか分かりかねますが、協議会としては、現在、本市沖などで進められている着床式洋上風力発電にとらわれるものではなく、浮体式等、新たな発電技術に関する調査研究を行うことも目的としていることから、今後、先進的な事例にあっては、積極的に情報を入手するなど、会員相互で情報を共有しながら、さらなる持続可能な循環型社会の構築に寄与してまいりたいと考えているところであります。

次に、7、今こそ風力発電計画を冷静に見直すべきについて、お答えいたします。

先月上旬より、日本風力開発株式会社から秋本衆議院議員への不透明な資金提供疑惑が報道され、本日逮捕されました。今後、捜査が進んでいくものと理解しているところですが、仮に逮捕容疑が事実であれば、あってはならないことであり、私も同じ政治家として遺憾に思います。

議員御質問の本市での日本風力開発株式会社による風力発電事業計画につきましては、現時点において市への届出等はないことから、市としてはこの事業者による事業計画は把握しておりません。

また、これを機に市内の風力発電計画を見つめ直し、洗い直すべきではないかということですが、喫緊の課題である地球温暖化への対策として風力発電を含む再エネは非常に有効であることから、これまでもお答えしているとおおり、環境アセスなどの関連法令を遵守して進められる事業につきましては、推進していく立場に変わりありません。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん、再質問ありませんか。

○5番（大友孝徳） 丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。幾つか再質問させていただきます。

大項目1、敬老の思いを新たなおもてなしで。

私のほうから提案させていただいた新たなおもてなし、参考にさせていただくとのお

言葉でしたが、今、現状の補助金以外にも、市として敬老の意を伝える、そういう手段を、今後模索されていくと、その理解で合っていますでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

どういった方法があるか分かりませんし、今回このような形で、各町内会であったり敬老を祝う、または、感謝の気持ちを表すということでやらせていただきましたが、これからもいろいろな御意見等々も参考にさせていただき、今年度やった方向を継続するというのも1つでしょうし、新たな方向だとか、いいものがあるかもしれないとすればやっていくという考え方については、先ほど答弁したとおりであります。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 今回の敬老会の事例で、私、よくよく分かったのは、やはり既存で、今まで行われていたことをやめることの難しさであり、それを市民の方々へ伝えることの難しさでございました。

改めて新たなおもてなし等提案させていただいたのは、やめてしまったから、それに準じたものを継続するだけではなくて、やはり市として、新しい方法をどんどん、もっと敬老の思いを伝えるという姿勢を諸先輩方々にお示しするということが大事だと思います。ぜひとも、私の提案を含め、それ以外のことも参考にした上で、もっともっと市民の皆さんが、やはり由利本荘市に住んでよかったと思えるような施策を進めていただければ、これは要望です。

次に、大項目2、子育て支援の根幹を担う保育士への支援策は。

I C T活用の業務システム導入。これは、今現状、由利本荘市内で何園中何園が導入されたのでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

現在、市内には24の園がございますが、そのうち、今年度の導入予定も含めまして、20の園でI C T化を既に導入済みか、導入予定となっております。24の園のうち20の園です。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 勝手に予測していたよりもかなり多いんですけど、逆に4園は全く検討されていないということでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 再質問にお答えいたします。

残りの4園につきましては、状況を少しお伺いしたんですが、やや小規模な園ということで、そこまで使う必要ないかというところで、現在のところはまだ導入を予定されていないということでしたので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） ありがとうございます。

それと、同じく大項目2で、結局、市の独自支援策、これは現在も模索中であり、来

年度には何らかの独自支援策を施策として盛り込みたいという理解でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 保育士等の処遇改善の独自支援策という再質問でありましたが、先ほど少し答弁いたしましたけれども、保育士等の処遇改善につきましては、当然、保育所等の運営と密接に関連がございます。ですので、まずは保育所等の運営上の課題につきまして、確認の必要があるものというふうに考えてございます。その運営上の課題につきましても、それを検討するに当たりましては、項目1つだけとか絞るような形ではなくて、保育所全体、あるいは法人全体の運営状況にどういった影響があるのか、そういったところを見ていく必要があると考えてございます。

そういったところで、現在、確認中ということで答弁させていただきました。また、先ほどの答弁の終わりのほうで少しお話をさせてもらっているかと思うんですが、今年の6月に閣議決定されております、こども未来戦略方針というのを国の方で決定してございます。こちらは報道等で御存じかと思いますが、児童手当の拡充、そういったものを含めまして、今後3年間で集中的に取り組むといったところの方針が示されてございます。

その中に保育士の配置基準の改善というのがございます。こちらは、例えばですが、1歳児、現在、園児6人に対して1人の保育士、これを園児5人に対して1人という形、それから、4歳、5歳児ですが、現在、園児30人に対して1人のところを25人に対して1人といったところが、まず1つ検討されております。

それから、最も重要なポイントになるかと思いますが、民間給与の動向等を踏まえた保育士等のさらなる給与等の改善、こういったものが、先ほど言いましたこども未来戦略方針の方に挙げられておまして、そちらのほうの進捗状況といたしましては、来年度、国の令和6年度の予算の概算要求の方に事項要求という形で計上されておりますので、その動向を見てまいりたいということでございます。

そういったところ、答弁にもありましたとおり、制度改正がありましたら速やかに市のほうでも対応してまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 今の御答弁からすると、市独自で支援を考えるために、各こども園、保育所の運営上の課題を洗い直すべく、それを計画していたけれども、国からの支援策が出てきたので、今はそれはやってないというふうに聞こえますが、それで合ってますか。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） 前段に申し上げました運営状況の確認については、現在もやっている最中でございます。

それと、仮に国の施策が決まりますと、それに被るような形にもなってまいりますので、合わせてそちらの動向も注視してまいるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳）　ということは、国の施策と被るかもしれないけれども、市としての独自支援策も、まず、園の運営上の状況を確認しながら模索していくということによろしいですね。

○議長（伊藤順男）　小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等）　現在確認中ということで、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男）　5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳）　了解いたしました。保育士の方々への支援の市からの応援の姿勢というのは、私たちの将来を担っていただく子供たちの未来にも関わることでありますので、ぜひ、前向きに御検討いただきますようお願いいたします。これは要望です。

　　続きまして、大項目4、地域の行事や風習を継続するために。

　　条例の第72条に沿って火災と紛らわしい云々。こちらの届出のほうは、具体的にどのような形で行ったらよろしいのでしょうか。いずれ、ホームページや消防団員の方から広報していただくのですが、この機会に、ある程度詳しい届出の方法等をお教えください。

○議長（伊藤順男）　湊市長。

○市長（湊貴信）　ただいまの届出の仕方、手続の進め方について、消防長より答弁させます。

○議長（伊藤順男）　佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹）　ただいまの大友議員の再質問にお答えします。

　　届出に関しては、自分の近くの分署、消防署のほうに出向いていただいて、基本的にペーパーで提出していただくことになります。

○議長（伊藤順男）　5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳）　ということは、今、たき火をこういう理由でするんだけどということを電話での届出はできないと。あくまで紙で提出しなければいけないということでしょうか。

○議長（伊藤順男）　佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹）　事前にペーパー等を出していただくのが普通なんですけども、どうしても急にやらなければいけないというときには電話でも構いませんけども、住所だとか、場所だとか、そういうものは、ちょっと時間をかけて我々の方で聴取させていただきますので、御了解願いたいと思います。

○議長（伊藤順男）　5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳）　ありがとうございました。急なときには電話でもということで、ただ、しっかりと説明する義務はあるということですね。はい。了解いたしました。ありがとうございます。

　　続きまして、大項目5、地域経済の健全な発展への配慮を。

　　件数が全体で227件中、市外には13件の発注しかなかったと、入札しかなかったと。6%だったということで、非常に安心しました。

　　ただ、最後のほうで、届出書の5項目ずつというのは、大規模な事業者を受注が、入札が集中しないように中小事業者への配慮だというふうに御答弁されたとは私は理解しましたが、大規模な事業者って由利本荘市の市内で、今、現状いらっしゃるんでしょ

か。何をもって大規模、中小事業者とおっしゃっているのか、御答弁をお願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問について、総務部長より答弁させますが、ルールとしてですね、これ、他市も同様の状況ではあるんですけども、いる、いないということ、そういった事業者の参入についてバランスをとっていくということのためにやっていることで、現実どこがどうだとか、どこの会社がどうだということまで、まあ、そういったことも含めて、総務部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えいたします。

大規模な事業者と言いましても、例えば、売上がすごく余計だとか、そういう考え方ではありませんで、営業の種目が多い業者というような形になります。

例えば、物品ですと、全く関係ない業種から参入して、仕入れて、入札に参加する方もいらっしゃるんです。いろんな種類、例えば37品目、今、ありますけど、フリーにしますと37品目全部入札に参加できるような業者も出てくる可能性があるんですけども、その場合は、もしかしたらその業者と普段から取引しているものですから、いろんな入札で総取りになってしまう可能性もあるわけです。

ですので、その場合には、それぞれの参加できる業種を限定して、1社でもより多くの業者に参加してもらいたいということで、今、こういう制度でやっているものでございます。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御趣旨はより多くの業者にとということで理解をしましたが、今ちょっと気になったのが、全く違う事業者が、要は普段取扱いしていない事業者が参入していると。それは、現状、そういう事業者が入札に来ているということでしょうか。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） すみません、私の説明がちょっと足りなかったようですけれども、全く違うというのは、例えば建設業とか、そういった業種の方々でも、私のほうではこういう物品も取り扱いますよということで、ちゃんと業者登録をして、仕入れるルートを持っている業者については、業種が違って入札に参加しているという意味でございませぬ。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） それを防ぐために5項目しか書けない、これを維持するということですか。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 先ほど申し上げましたとおり、全ての品目を登録できる業者がいて総取りになるのは、地元の業者育成のために決していいことではありません。より多くの業者が入札に参加できるようにするためということで、限定した種目を登録するようにしていることでございます。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 私が見た限りでは、営業種目一覧表の次に実績表をつけなければいけないので、どこの自治体にどのような物品の販売実績、もしくはリース等の実績があ

るというのを記入しなければいけないわけですから、全てエントリーして全て総取りになるようなことはありえないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 私が、今、37品目全てといたのは極端な例でございます、限りなく多くの営業品目を特定の業者が落札するのは好ましくないという意味でございます。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 趣旨は了解しましたが、それではこの5品目という5という数字がちょっと少なすぎる。今の世情、今の流通の状態、業界の状態からしたら5つしか選ぶというのが少なすぎると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） 他市の例を見ますと、例えば秋田市の場合は3品目までというものもございます。秋田市の場合は業者がたくさんいらっしゃるのと同じような考え方でやっているのだと思いますけど、何品目が一番いいかというところは、これからまた考える余地があるのかなと思います。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 質問でもお話しさせていただいたように、営業種目一覧表にDPEとあって今どこにも見当たらないような機器が入っていたりということもございますので、その種目の設定の方法と含めて、この5項目の件も、ぜひ、御検討いただけますようお願いいたします。これは要望でございます。

続きまして、大項目6、全国洋上風力発電市町村連絡協議会についてですけど、地元の声を届けるということも市としての責務の1つだということでしたが、この全国洋上風力発電市町村連絡協議会に、私も質問させていただいております、他の方々からも質問させていただいております。本市における健康被害の件は報告もしくは何らかの相談をさせていただいているのでしょうか。お願いします。

○議長（伊藤順男） 暫時休憩します。

午後 2時27分 休 憩

午後 2時28分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 全国洋上風力発電市町村連絡協議会において、地元の声を届けるという御答弁がございましたが、私ども由利本荘市の地元の声としてはどのようなことをお届けいただいたのでしょうか。御答弁ください。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

この全国洋上風力発電市町村連絡協議会、先ほど言った地元の声であったり、市民の声であったり、そういったものをやると、協議会の目的の中にそういった項目があるということでもあります。

私も、この発起人としてやったとき、そういった声も皆さんで共有をしていこうと、

そういう思いがあって立ち上げた会ですから、そういう話をしていこうということでやりました。

その会議の中で、こういうことも、ああいうことも、みんな話をしたかということ、これはちょっと違います。こういったことを話し合う場にしましょうということがあります。

会議の中での議題として、そういった市民の声、いろいろな声まで事細かにやってませんけども、市町村長、今回も十数名の方々、いろんな意味で情報共有させてもらっている中では、話題としては、当然出てきますが、今までずっと答弁してきたとおりですけども、しっかりとしたその根拠というんでしょうか、例えば健康被害とは直接そういう話になったかちょっと分かりませんが、そういうことが風力発電と直結したという根拠って、なかなかないんだよねだとか、そういう話題というのにはもちろんなっています。

ただ、それを1つのテーマとして話し合うだとか、そういうところは今回やってませんし、今後、あるかどうか分かりませんが、そういう話にはなっていません。

目的の中に入っていること全てについてやり取りをしているかということとは、ちょっとやっぱり話は違うということも御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤順男） 5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 御丁寧に説明いただきまして、よく分かりました。ありがとうございます。ぜひ、機会がございましたら、地元の声、由利本荘市の状況も皆さんと共有していただいて、国民に、市民に寄り添った洋上風力発電になるように、ぜひ、御活躍ください。これは要望です。

次、大項目7、今こそ風力発電計画を冷静に見直すべき。

今回の贈賄の事件に関しては遺憾であるということで、全くそのとおりだと思います。そして、2050年に向けて再生可能エネルギーを増やしていくということが喫緊の課題であるとの御答弁でしたが、私も申し上げましたとおり、質問でもお伝えさせていただきましたとおり、その喫緊の課題で、私どもの宝である海や山や大自然に、何の秩序もなくということは申しません。当然、法令にのっとって申請されて進んでいくというふうに理解はしておりますが、それに対して、市のほうでも、当然、申請が来るわけですから、その事業計画に対して、国とは別に、市としての視点として、これは受け入れるべきかどうかというようなことを真剣に検討する、そういう協議会、もしくはそういう場というのは設置する、設定するおつもりはございませんでしょうか。質問です。

○議長（伊藤順男） 暫時休憩します。

午後 2時33分 休 憩

午後 2時35分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。5番大友孝徳さん。

○5番（大友孝徳） 私どもの由利本荘市には、今、岩城地域に2つ、大内地域を中心とした山間部に1つ、陸上でも大きな計画を進めようとしております。

この風力発電のゼロカーボンに向けてのその目的が駄目だとかそういうことじゃない

と思うんですけど、市として、計画が法令に沿って進んでいるのであれば、市としては、それはチェックしないということでは、今のいろんなところで起きている様々な問題に対して、非常に難しい状況だと思いますので、今後も注視しながら、市として検討できることは検討していただけますようお願い申し上げます。これはお願いです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 以上で、5番大友孝徳さんの一般質問を終了します。

この際、午後2時50分まで休憩をいたします。

午後 2時36分 休 憩

午後 2時54分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より発言の申出がありますので、これを許します。湊市長。

○市長（湊貴信） ただいま許可をいただきまして発言させていただきます。

先ほどの答弁につきまして、訂正をお願いしたいことがございますので、消防長より詳細について説明させます。

○議長（伊藤順男） 佐藤消防長。

○消防長（佐藤英樹） 先ほどの答弁で、訂正をお願いします。

先ほど届出の件に関しまして、ペーパーとお話ししましたけども、電子申請もできますので、ペーパーと電子申請でお願いしたいと思います。

もう一点。電話でも可能と話しましたが、聴取するのにかなりの時間と、それから地図の、どこら辺でやるとか、敷地のどこでやるとか、そういう話を細々と長い時間かけて聴取しなければなりませんので、緊急避難的な場合を除いて、ペーパーと電子申請で届出をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤順男） 一般質問を続行します。

8番佐藤健司さんの発言を許します。8番佐藤健司さん。

【8番（佐藤健司議員）登壇】

○8番（佐藤健司） 高志会の佐藤健司です。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

非常にくじ運よく、最後の一般質問となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、大項目1、人口減少が進む中での行政サービスの在り方についてをお伺いします。

（1）公民連携の考え方についてであります。市ではこれまで、人口減少に歯止めをかけるという最重要課題の解決に向け、あらゆる施策を実施することにより取り組んでおりますが、残念ながら人口の減少に歯止めをかけるには至っておらず、本年7月末日時点での本市の人口は7万2,096人で、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、今から22年後の令和27年の本市の推計人口は、現在と比較して2万6,000人余り減の4万5,848人で、平成17年に由利本荘市が誕生してからは、40年で人口がおよそ半数にまで減少するとされています。

人口の減少により、既に地域経済は大きな打撃を受けておりますが、行政サービスの

面では、歳入の減少による財政需要への対応が困難になることや、職員数の削減も避けることはできないと思われ、サービス提供方法の見直しを行い、少しでも従来の水準に近い公共サービスを維持することが課題になると考えます。

そこで、市では、既に指定管理者制度の活用や民間企業との包括連携協定の締結、デジタル分野での企業との協力、また、様々な業務のアウトソーシングなどを行っておりますが、今後の公民連携への考え方、そして、どの分野でどのように進めようと検討されているのかをお伺いします。

公民連携とは、自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みですが、その考え方からして、行政サイドのみ負担が軽くなるのではなく、住民サービスは向上しなければならない、地域は活性化しなければならない、民間企業は利益を拡大しなければならないという様々な命題が複雑に絡んでくると考えますが、それらを満たすためには、どのような仕組みでどのような考え方で進められるのか、併せてお伺いします。

(2) 公共施設の在り方については、市では令和4年3月に公共施設等総合管理計画を改訂しておりますが、それによりますと、令和3年時点での公共施設数は1,793棟で、これは平成29年と比較しますと、棟数で148棟、率にして7.62%減少しております。

令和4年の改訂で、令和18年までの当初からの計画期間20年間で棟数37%の縮減を目指すと見直しをしておりますが、まずは、改訂から約1年半が経過しようとしている現時点で、見直しをしました縮減計画の達成に向けての進捗は順調であるか否かをお伺いします。

先ほども申しましたが、残念ながら人口の減少は進んでおり、特に子供世代の減少が顕著であり、これは今後の世代構成の変化により、中には必要としない公共施設も出てくるかもしれません。管理計画の基本方針の中の一項目に、市民生活に大きな影響を与えないように配慮しながら、将来的にさらなる縮減を目標に、「のこす」「こわす」「まとめる」で分類するとありますが、私は特に「まとめる」を重要視するべきと考えております。先ほど、世代構成の変化により必要としない公共施設も出るかもしれないと述べましたが、さらに時代が変われば、再び必要となる施設もあるかもしれません。このようなケースのために、例えば、子供や子育て世代が集う施設と高齢者の方々が集う施設を一つにするなど、単独の用途の施設を複合の用途の施設にするでありますとか、別の意味での「まとめる」では、旧1市7町ごとに同じような施設があると思っておりますが、施設の利用頻度や老朽化を見極めながら、場合によっては施設を集約することも必要であろうかと考えます。

このように2つの「まとめる」のケースを想定しましたが、市当局としてはどのように検討され、どのように実施されるのかお伺いします。さらに、公共施設の実際の縮減に当たっては、関係する市民の皆様に対して早い時期からの情報の提供・周知と理解を得る努力が不可欠と考えますが、この点に対してはどのように対応されるのかも伺います。

大項目2、農業振興策についてをお伺いします。

(1) 複合経営の所得向上への方策については、昨年2月からのロシアによる

ウクライナ侵攻以降、ありとあらゆるものが値上がりが続けており、特に私たちの生活に大きな影響を与えているのが、燃料とともに食料品の価格高騰であります。農林水産省の発表によりますと、昨年令和4年度の我が国の食料自給率は38%となっておりますが、今後の展望を考えますと、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化も加わり、食料の国産化、地産地消が重要であるとの考えが浸透してきております。

他方、私たちが暮らしておりますこの地域を表すときに、山・川・海がある自然豊かな地域であると紹介しますが、その景観のすばらしさの一翼を担っているのが、緑豊かな水田や畑の農地ではないでしょうか。このように、食料の生産や国土の景観や保全のためになくしてはならない農地ですが、それを維持するためには、農家の皆さんが農業によって所得を確保し続けることが最低の条件となります。

そこで、稲作では米の生産調整に代わる生産の目安が設定されている中で、ここでは、規模の大きい農家や法人組織等を除いた平均的な耕作面積の農家への支援等について伺います。

国では、水田フル活用による経営の複合化と野菜や大豆などの戦略作物の産地化を求めています。稲作以外の作物でまとまった粗収益と所得を確保するためには、まずは、必要とする農業機械や生産施設の導入のための設備投資が必要となります。今年度も農家への支援事業として、夢プラン事業や農業6次産業化推進事業などが実施されておりますが、耕作面積の大きい農家や法人組織等への支援だけでなく、耕作面積の平均的な農家等が躊躇なく設備投資に踏み切れるような支援も十分に行われているのでしょうか。あるいは、平均的な農家への設備投資への支援が不十分である場合は、今後の対応はどのように考えているのかお伺いします。

また、労働力不足や生産性向上のために農業用ドローンの導入・普及も一つの策ではないかと考えますが、ドローンの活用方法の情報提供や講習の実施、また、導入の際の支援等が行われているのかも伺います。

(2) 下水処理施設からリンの生産をについて伺います。

我が国では、化学肥料の原料である尿素、リン酸アンモニウム、塩化カリウムのほぼ全量を海外からの輸入に頼っているため、国際情勢の影響を受けやすい状況にあります。2021年頃から肥料の原料価格が値上がりし始めましたが、その後のウクライナ侵攻以降のロシアへの経済制裁により、ロシアからのアンモニアや塩化カリウムの供給の停滞や中国の輸出規制、燃料の高騰、円安などが複合的に関係し、これまでに経験をしたことがないと言われるほど肥料価格が高騰しております。

肥料の三要素、窒素、リン酸、カリウムのうちのリンについては、下水処理の際に発生する下水汚泥に多く含まれ、全国の下水道に含まれるリンの推定総量は5万トンと言われておりますが、そのうち肥料に活用できているのは1割の5,000トンとされ、全て肥料として活用した場合、年間のリンの需要量30万トンの6分の1を賄えると言われております。

政府は昨年12月、食料安全保障の強化に向け、輸入依存からの転換を図り、堆肥や下水汚泥資源などの利用拡大を支援するとしました。全国を見ますと、行政とJAが連携して下水汚泥からリンや発酵堆肥を供給し、循環型の社会に貢献しているところも多く

あります。また県内でも、県南の4市2町で下水道から集約された脱水汚泥を原料として資源化物を製造・販売する事業計画が決定し、令和7年4月運転開始に向け動き出しております。

そこで、本市として、肥料が高騰する中、肥料価格を抑え、かつ海外依存から脱却し、身近な未利用資源を生かした循環型社会を目指すため、下水処理施設からリンや発酵堆肥を生産し利用する構想がないかお伺いします。

次に、大項目3、洋上風力発電についてをお伺いします。

(1) 地元人材の就業対策は万全かについてですが、本市沖の洋上風力発電事業につきましては、事業者により海底地盤調査と風況調査が行われており、2026年3月からは陸上送変電設備の工事が開始され、2029年4月からは洋上での工事が開始となり、2030年12月運転開始の計画となっております。

以前の一般質問でも質問いたしました。市内企業及び市内人材が本事業で携われる可能性が高いのが、陸上送変電設備工事と運転開始後の運転保守管理業務ではないかと考えます。工事開始または運転開始までまだまだ時間はあるように見えますが、この事業に参入するには相当早い時期から準備をし、事業者に食い込むことが重要と考えますし、運転保守管理業務においては数年にわたる研修や訓練の時間が必要と考えます。そして、事業者は、この運転保守管理業務では高校生や高等専門学校生等も対象に加え、プロフェッショナルな人材を育成するとしております。

参入を希望する市内企業や市内人材がどの程度おり、事業者や研修箇所との接点はどのようになっているのでしょうか。また、高校生や高等専門学校生に対してはこの内容は周知されているのでしょうか。

そして、事業者は100社を超える県内企業とサプライヤーマッチングイベントを実施しておりますが、市内企業は何社ほど参加し、その後の状況に進展はあったのでしょうか。市として把握している範囲内で状況をお教え願います。そして、市としてその後事業者に対し、また市内企業や市内人材に対しどのように対応しているか、今後の対応方針を含めお伺いします。

(2) 市と事業者との包括連携事業の進捗についてをお伺いします。

市では昨年8月、本市沖洋上風力発電事業者と新たな観光開発、市産品の販路拡大、漁業振興、人材育成など、9項目にわたる地域活性化に向けた包括的な連携と協力に関する協定を締結しました。これは、洋上風力発電事業の実施に伴い、お互いが緊密な相互連携の下協力し、運転開始前の段階から地域産業全体にわたる振興並びに地域全体の活性化に役立てるとしております。

この協定の締結から1年が過ぎましたが、それぞれの包括連携事業の現状での進捗及び今後の計画について伺うものであります。

特に市産品の市内外への販路拡大に関する事、地域への利益還元に関する事、エネルギーの地域循環に関する事の3項目につきましては、詳細の計画がありましたら、その内容についてお伺いします。

市産品の販路拡大につきましては、事業者の中核となっております企業の社員食堂で秋田フェアを開催したり、グループ企業の販路を活用した地域産品の販売も始まったようですが、今後の販路の広がりを含めた見通しについてもお伺いします。また、地域産

品の販売においては、供給側も継続した供給、いわゆる供給責任を求められると思いますが、今後の市産品の供給体制につきましてもお伺いします。

(3) 洋上風力発電のエネルギーを使いグリーン水素の製造をについて伺います。

9月に入り1週間が過ぎましたが、今年の夏は経験をしたことがない異常な猛暑となりました。NASAアメリカ航空宇宙局は、今年7月の1か月間の世界の平均気温が、記録のある1880年以降で最も高くなったと発表しております。そしてその上で、温暖化は主に人為的に排出されている温室効果ガスによるものだとし、危機感をあらわにしました。地球温暖化への対応が全世界で課題となっており、各国がカーボンニュートラルを目指している中、我が国では2050年にカーボンニュートラルを実現すると表明しております。カーボンニュートラルの実現に向け、政府は、現在、化石燃料依存が高い電源構成を2030年度には再生可能エネルギーを主力電源化にするという目標を掲げていることは、皆様御存じのとおりであります。

そして、政府が再生可能エネルギーの次に新たな電源構成として推進しているのが、水素発電になります。水素は様々な資源から作ることは可能ですが、最も代表的な生成方法は、水を電気分解させることにより水素を取り出す方法です。水素は酸素と結びつけて発電したり、燃焼させてエネルギーとして利用できる上、利用時に二酸化炭素を排出することはありません。さらに、水素を作る際のエネルギーに再生可能エネルギーを利用した場合は、製造時も使用時も二酸化炭素を排出しないという夢のようなエネルギーとなり、カーボンニュートラル社会実現の近道の一つとされています。なお、再生可能エネルギーを利用して製造時も二酸化炭素を排出しないで作られる水素は、グリーン水素と言われます。

現在、エネルギーを貯める手段としては蓄電池がありますが、蓄電池は長期間、大量にエネルギーを貯蔵するには適しておりません。こうした課題を解決し、貯蔵・輸送がしやすいという特性を持つ水素はその点でも注目されておりますし、災害等非常時のエネルギー確保、エネルギーの効率的活用など、エネルギーの地産地消の面からも注目されております。

政府は、福島県で官民による水素の製造・供給技術を確立するために実証実験をスタートしております。また、県内でも今年7月に再生可能エネルギーを活用した水素の製造、活用方法を考える県内外の企業39社によるコンソーシアムが設立されております。

国内最大の洋上風力発電事業が本市沖でスタートするときに合わせ、市は再生可能エネルギーを活用したグリーン社会の先頭を目指すために、水素製造拠点の誘致に向け国・県に働きかけるほか、洋上風力発電事業者や先ほど述べました県内の企業連合、あきた次世代エネルギーコンソーシアムと連携すべきと考えますが、市長の考えをお伺いします。

大項目4、第三セクターについてをお伺いします。

(1) 第三セクターの指針見直し後の経営状況についてであります。市は、昨年令和4年3月に第三セクターの見直しに関する指針を策定しました。対象の第三セクターは7社でありましたが、今年4月1日付で株式会社岩城は解散しましたので、現在、対象の第三セクターは6社となっております。そのうち、令和3年度までの時点で経営悪

化の状態にある4社については、令和4年度から6年度までの経営改善計画を策定しておりましたが、令和4年度については4社とも計画が未達成という厳しい結果となり、市は各社に今年度以降の計画の見直しを求めています。

指針見直しから1年半がたち、決算としては昨年度の決算1回しか経過していませんが、3か年の経営改善計画のうち既に1年半が経過しようとしており、しかも状況は改善の反対側に振れており、予断を許さない状況と言っても過言ではないと考えております。今年5月まではコロナ禍にあるなど、各第三セクターにとりましては逆風下にあったことは事実であります。それでも時間は待ってられません。指針見直し後の経営状況に対する市の考えについてお伺いします。

まず、温泉施設を有する第三セクターについてお伺いします。各温泉施設とも設立時には、これほどまでの人口減少及び交流人口の減少は誰もが予想できなかったと思われまます。そして、温泉施設は第三セクターの経営悪化の代表のような捉え方をされておりますが、市は住民福祉の観点から各地域に温泉施設が必要と考えておりますでしょうか。もし必要と考えているならば、採算に見合うだけの入浴料金の値上げを認めるか、あるいは住民福祉の観点から温泉施設への指定管理料を引き上げるか、または利用者数に応じた施設の規模への縮小を図り経費の削減を目指すか、さらには市直営にするかなど、現状のままで第三セクターにただ頑張れというだけでは事態は好転しないと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、全ての第三セクターに共通する点について伺います。各第三セクターとも経営状況悪化のため、本来必要である人員を下回る人員の規模で経営されておりますが、その結果、攻めの経営ができていないのではないかと考えられます。今の時代、待っていてもお客様は来てくれません。こちらからの積極的なPRや仕掛けが必要と考えます。対外的に売り込みをする営業担当者の配置が各社必要ではないかと考えますが、市としてどのように考えておりますでしょうか。

先ほど述べました経営改善計画の残された期間は1年半ほどとなりましたが、ここ数年間、第三セクターの決算書を見てきておると、決算状況のよい会社と悪い会社に二極化してきていると思われまます。残念ながら決算状況の悪い会社は、ここ数年ずっと悪い状況が続いております。

経営改善計画は令和6年度までですが、そのときにより結果として出ない場合は、不採算部門からの撤退など思い切った対処が必要になると考えますが、市の考えをお伺いします。

(2) 今後の市の経営への関与と責任の在り方についてお伺いします。

本市の第三セクターは、自治体が行政目的である住民の暮らしを支える事業を効果的かつ効率的に達成するために、合併前の旧町が行政主導で設立した法人であります。また、その設立に当たっては、雇用対策や地域経済の活性化に少なからず寄与してきたことも事実であります。

他方、今年4月1日に解散した株式会社岩城につきましては、ただいま述べました設立経緯のほか、市が85.3%の出資をしていたため、その清算においては市が財政負担をしなければならない状況となりました。

指針見直し後の対象6社のうち、市の出資比率50%以上の第三セクターは、先ほどの

4社を含む5社であります。

市は各第三セクターの設立の経緯から、その経営への関与から免れるわけにはいかないと思いますし、また、株式会社岩城のように市の財政負担が繰り返されることは、市民感情として許容できるものではないと思います。そのような事態を防ぐための市の関与と責任の在り方について伺います。

大項目5、水道事業についてをお伺いします。

本件につきましては今までも複数の議員から一般質問等で質問されておりますが、私は今後の水道料金について伺います。

これは、ある全国紙に掲載された記事の一節です。「インフラの老朽化が進む中で、特に先行きが不安なのが水道だ。耐震化が遅れ、全国各地で漏水や破損事故が相次ぐ。人口減と節水で水需要は年々減少しており、給水原価が供給単価を上回る原価割れの事業者も約4割ある。水道抜きでは暮らせない。水道事業の現状を直視し、早急に対策を講じる必要がある」。これは全国の水道事業の一般論を述べたもので、本市の事業内容に直接当てはまるものではありませんが、市では以前から鳥海ダム利水計画整備事業をはじめ、老朽管対策や既存施設の統廃合など、市全体の整備を進めるためには水道料金の改定が必要としておりました。さらには、お客様への大きな負担とならないよう進めてまいりますともしておりました。

そうした中、今年5月には鳥海ダムの工期が4年延長となり、完成が2032年度になること及び事業費が890億円増え、1,990億円になるとの見通しが示されました。鳥海ダムの完成が延びることと、事業費が増え市の負担額も増えることは、市の水道事業にとりまして少なからずの影響があると思われまます。

県内では、この2、3か月の間に男鹿市と仙北市が水道料金の値上げを表明しております。本市では水道料金の改定について、時期や金額などどのように検討を進められているかお伺いします。

以上、大項目5点について質問をさせていただきました。御答弁よろしくお願いたします。

【8番（佐藤健司議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐藤健司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、人口減少が進む中での行政サービスの在り方についての（1）公民連携の考え方についてにお答えいたします。

市が行う業務は多種多様にわたっており、現在は様々な主体の力を借りながら市民に対し質の高い行政サービスを提供してきているところであります。

こうした中、いわゆる公民連携については、行政が地域の民間企業等と協働で市民サービスの提供を行う仕組みであり、その手法としては、PFI方式、指定管理者制度、公設民営方式などのほか、包括的民間委託や自治体業務のアウトソーシングなども含まれるものであると認識をしております。

市では、これまで施設の管理運営に係る指定管理者制度の導入を始め、機器の維持管理、給食の調理やスクールバスの運行管理など、民間のノウハウを生かすことが望まし

いと判断される業務については、外部委託を積極的に進めてきたところであります。

今後の具体的な取組といたしましては、来年度、中央地区地域包括支援センターの委託を新たに開始するほか、窓口対応の業務や、小中学校の校務員業務等、新たな外部委託の導入の可能性についても検討を進めているところであります。

公民連携と言いながらも、そのほとんどが私契約により成立しているものであることから、導入に当たっては、業務内容や人員配置等の調査を行うとともに、求められるサービス水準や実施に必要なコストの算定などを踏まえ、多角的に検討した上で判断していく必要があると考えております。

市といたしましては、経営資源が限られている中であって、人口減少などの社会経済情勢の変化や、多様化する市民ニーズに適切に対応し、求められる行政サービスを持続的に提供していけるよう、今後とも公民連携をより一層推進してまいります。

次に、（２）公共施設の在り方についてはお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、人口減少や少子高齢化、市民のニーズの変化などを踏まえ、市が所有する公共施設等の全体の最適化とともに財政負担を軽減・平準化し、持続可能な市民サービスを提供するために、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うものであります。

本市は公共施設の数が特に多く、現状のままでは全ての施設を維持していくことは困難であることから、市では平成29年に、４期20年を計画期間とする公共施設等総合管理計画を策定後、第1期最終年の令和3年度に計画の改訂を行い、施設総量の適正化目標を棟数37%の縮減へと上方修正し、公共施設の最適化に取り組んでいるところであります。

現時点での施設数は1,766棟で、令和3年度末から27棟減少しており、おおむね順調に推移しております。

計画は、20年の計画期間を4期に分けて施設ごとの対応方針を定めておりますが、耐用年数などを踏まえて取りまとめたこともあって、計画の後期に廃止等の施設が多数あることも確かであり、ランニングコストの平準化を図るためには、利用状況や老朽化等を考慮するなどにより計画をさらに前倒しで進める必要があると考えております。

公共施設を「まとめる」との方針につきましては、廃止する施設の機能を他の施設へ統合する複合化や、同様の用途の施設をまとめる集約化といった手法も効果的な視点として検討を行ってきておりますが、老朽化や利用者の少ない施設の廃止、集会施設等の譲渡などにとどまっているのが現状であり、今後とも、複合化・集約化の視点を持ちながら取り組んでまいります。

なお、公共施設の縮減を進める上で、関係する地域への周知・説明は今後とも丁寧に進めてまいります。また、全市的な見通しについても、早い時点で情報提供を行い、市民の皆様から御理解をいただきたいと考えており、今年度中に2期最終年の令和8年度までの廃止・譲渡予定の施設を公表する予定としております。

次に、２、農業振興策についての（１）複合経営の所得向上への方策についてはお答えいたします。

これまで県では、米依存からの脱却と農業産出額の増大を目標に掲げ、複合型生産構造への転換を強力に推進しており、市としても関連事業を活用しながら、複合経営や規

模拡大に資する取組を支援してきたところであります。

しかしながら、本市の農業生産につきましては、市全体の農業産出額における米の割合が約6割を占め、米価の影響を受けやすい水稲単一の経営体が依然として多く存在していることから、今後は、平均的な規模の農家をいかにして複合経営や規模拡大に導き、地域の中核となる農家として育成していくかが肝要と考えております。

こうしたことを踏まえ、規模拡大のための水稲関連機械の導入支援として、今年度より担い手確保・省力化支援事業を実施しているところであり、また、複合経営のための畑作関連機械の導入支援として、県の夢ある園芸産地創造事業を活用いただくこととし、市としても協調助成として補助率のかさ上げ支援をしているところであります。

この夢ある園芸産地創造事業は、対象者が認定農業者という要件はあるものの、現状の経営面積にかかわらず、事業実施後の販売額が県補助金相当額の1.1倍以上増加を成果目標とすることで取組可能となることから、大規模農家のみならず、平均的な規模の農家であっても広く活用できるものとなっております。

市といたしましては、これら2つの事業を柱としながら、農家所得の向上に向けた取組を支援し、地域の中核となる担い手の確保に努めてまいります。

なお、ドローンにつきましては、農業のみならず、活用策が広く、様々な媒体において取り上げられているところであり、市として独自の情報を発信するまでもない状況にあります。今後はスマート農業研究会などの関係機関と協力しながら、生産性の向上につながる先進的な取組について積極的に情報発信に努めてまいります。

また、ドローンの導入に当たっては、面積など一定の要件はあるものの、県・市それぞれの補助事業において支援の対象としているところでありますので、事業の活用について御検討いただきたいと考えております。

次に、(2)下水処理施設からリンの生産をについては、企業管理者からお答えいたします。

次に、3、洋上風力発電についての(1)地元人材の就業対策は万全かについてお答えいたします。

本市沖洋上風力発電事業につきましては、2030年の運転開始を目標に、現在、各種調査が進められておりますが、今後2026年に予定されている陸上送変電設備工事の着工に向けて、洋上風力発電事業者も着々と準備を進めているところであります。

本格工事に向けた準備の一環として、事業者においては様々な場で県内企業向けのマッチング関連説明会を開催してきており、中でも本市で開催された由利本荘市沖洋上風力発電セミナーでは、作業工程ごとのマッチングスケジュールが説明され、市内62の企業や団体が参加しております。

さらに、陸上工事に伴い必要となる測量や地質、試掘などの各種調査業務の発注に関する説明会が、秋田県県土整備コンサルタント協会や秋田県建設業協会などの会員企業向けに開催され、参画に意欲的な由利本荘市内の複数の企業からも見積書が提出されたと伺っております。

なお、市では、洋上風力発電など新分野への参入を後押しするため、今年度、イノベーション創出支援事業費補助金について、支援対象となる業種を拡大したほか、資格取得支援助成金においては、在職者の資格取得についても助成対象とするなど、支援内

容の見直しを行ったところであり、これまで風力発電施設のメンテナンス業務への参入を目指す市内企業が活用する事例も出てきております。

また、高校生などを対象とした人材育成につきましては、秋田県洋上風力発電人材育成推進計画に基づく県の取組として、令和元年度より、県内工業系高校生向けに電気主任技術者出前講座を実施しており、由利工業高等学校においても隔年で開催されております。

さらに、洋上風力発電事業者においても、高校生や高等専門学校生等を対象としてO&Mの人材育成を行う計画を有しており、今後、県と協議を進めていく予定と伺っておりますので、早期に開始していただけるよう働きかけてまいります。

今後は、管路敷設などの陸上工事や海底ケーブルなどの洋上工事のほか、運転開始後の保守管理業務などに対しても、順次マッチングイベントが開催されていくことから、市内企業が最大限参入できるよう県や事業者と連携を図るとともに、各種補助制度を有効活用できるようサポートしつつ、雇用創出や地域経済への活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)市と事業者との包括連携事業の進捗についてにお答えいたします。

市では昨年8月に、本市沖の洋上風力発電事業者である秋田由利本荘オフショアウインド合同会社と、市産品の市内外への販路拡大に関することや地域への利益還元に関すること、エネルギーの地域循環に関することなど、9項目にわたる地域活性化に向けた包括的な連携と協力に関する協定書を締結しております。

また、本年5月には、包括連携に基づく今後の地域活性化に向け、全庁的な連携、調整機能を図ることを目的として、私自身が会長となり、部長級以上の職員をメンバーとした洋上風力発電事業に係る庁内調整会議を立ち上げ、全庁的に様々な連携策を検討するとともに、市内小中学校への再エネ出前授業や、新たな観光ルートの開発など、具体性を有する連携策から、事業者と協議を進めているところであります。

御質問の地域への利益還元に関することにつきましては、事業に出資参画することで配当などの分配を受ける市民ファンドが一つの例として検討されておりますが、詳細につきましては、事業が順調に進み、運転開始が見通されてからの協議を予定しております。

2つ目のエネルギーの地域循環に関することにつきましては、自家消費型の再エネ設備導入など、本市において実現可能な方法について、民間企業のノウハウを活用しながら検討しているところであります。

3つ目の市産品の市内外への販路拡大に関することにつきましては、三菱商事洋上風力株式会社などが立ち上げたあきたかぜモンプロジェクトによるECサイトでの販売や、三菱商事本社ビルでの販売会等を開催し、販路拡大に向け取り組んでいるところであります。

また、三菱グループの三菱食品株式会社では、市産品を外食事業者向けカタログに掲載していただいているほか、市と本市事業者が連携して三菱食品の商談会へ参加することで取引先拡大を進めており、今後の販路の広がり期待しております。

なお、カタログに掲載された市産品につきましては、販売期間を限定し、その間の必要数量は十分に確保できる見通しが立っているものであり、通年で定時・定量・定規格

に供給できるものに限らず、期間限定であっても幅広く売り込んでまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後とも連携協定に基づく本市の活性化に資する地域共生策について、洋上風力発電事業者と連携を図りながら積極的に取組を進めてまいります。

次に、（３）洋上風力発電のエネルギーを使いグリーン水素の製造をについてお答えいたします。

我が国では、本年６月に再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議において水素基本戦略を改定し、水素社会実現の加速化を目指すとしており、様々なエネルギー源から製造可能で、燃焼時に二酸化炭素を排出しない水素の利用拡大は、カーボンニュートラルに重要な役割を果たすと期待されております。

また、秋田県内におきましては、水素やアンモニアなどの次世代エネルギーのサプライチェーン構築による地域経済の活性化と、脱炭素化及びエネルギーの安全保障の確立を目指し、39の企業によるあきた次世代エネルギーコンソーシアムが、本年７月に設立されております。

グリーン水素の普及には、コストや供給網の整備、エネルギー源となる再エネ電源の確保など多くの課題がありますが、市といたしましては、水素の重要性を認識していることから、国や県のほか、洋上風力を含む再エネ事業者や、あきた次世代エネルギーコンソーシアムとの情報共有を図るなど、水素製造拠点のみならず、関連施設の誘致の可能性を含め、水素などの新エネルギー活用に関して研究してまいります。

次に、４、第三セクターについての（１）第三セクターの指針見直し後の経営状況についてにお答えいたします。

経営改善計画を提出している第三セクター４社につきましては、令和４年度の決算状況を見ると、エネルギー価格高騰対策事業費補助金等の事業外収入があったにもかかわらず、３社が債務超過状態に陥っているほか、残る１社も資本金を大きく割り込むなど、極めて厳しい状況が続いております。

御質問の第三セクターが指定管理を行っている市の温泉施設につきましては、市民福祉の増進を図るため必要な施設であると考えており、入湯料金の上限設定額の引上げを行ったほか、昨年策定した指定管理者制度導入・運用に係るガイドラインにより、適正な維持・管理に要する指定管理料を算定することとしており、経営改善計画に沿って経営努力に取り組んでいただいております。

その中では、昨年度のモニタリングで、情報発信が十分ではないという結果が出ていることを踏まえ、営業活動の促進はもとより、情報発信についても力を入れていただいております。

今後、経営改善計画が達成できない場合の対応についてであります。令和５年度の決算見通しが判明した段階で、単年度収支の黒字化が見込めないと判断された場合は、赤字となっている事業の廃止はもとより、第三セクターの存廃も視野に入れて検討していく必要があると考えております。

次に、（２）今後の市の経営への関与と責任の在り方についてお答えいたします。

市の第三セクターは、住民の福祉向上、地域の産業振興、雇用創出などを目的に、合併前に旧町が主導して設立したものであります。

合併後は、市としても、役員や株主として経営に関与しているところであり、そうした経緯から、市が経営に関して一定の責任を有していることは確かであります。

株式会社岩城につきましては、指定管理者の交代により、主たる収入源である指定管理業務がなくなったことから解散となったものであります。債務超過状態にある中、自力での清算が不可能であったため、市は貸付金の放棄や債務の肩代わり、清算補助金の交付を行い、現在、通常清算の手続が進められているところであります。

市の出資比率50%以上の第三セクターのうち、資本金が割り込み、かつ単年度赤字を計上している4社につきましては、こうした事態にならないよう、経営改善計画の達成状況について報告を求めておりますが、令和4年度の状況が芳しくなかったため、今後の改善に向け、計画の見直しを依頼しているところであります。

第三セクターの動向にかかわらず、施設の存続を前提として検討を進めてまいります。最悪の想定として、第三セクターが解散に向かわざるを得ない状況となった場合には、市といたしましては、一過性の補助金等により、いたずらに延命策を講じることなく、将来負担の軽減に向けた必要なコストとして、清算に必要な支援を行うことが最善の対応であると考えております。

次に、5、水道事業については、企業管理者からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 三浦企業管理者。

【三浦守企業管理者 登壇】

○企業管理者（三浦守） それでは、佐藤健司議員の企業局関係の御質問にお答えいたします。

初めに、2、農業振興策についての（2）下水処理施設からリンの生産をについてお答えいたします。

現在、国では、農水省と国交省が連携し、下水道汚泥資源の肥料利用拡大促進に向けて事業展開しているところであります。

市では、下水道汚泥のリンに関する施設整備の計画はありませんが、現在、県が策定した秋田県生活排水処理構想の中の秋田県生活排水処理事業広域化・共同化計画に基づき、今後の下水道汚泥の有効利用の可能性について、県と検討を始めたところであります。

また、市では、農業集落排水施設から発生する汚泥の農地還元を目的とし、大内地域と鳥海地域の2つの施設で下水道汚泥の肥料化を実施しており、令和4年度の利用実績は、合計で5トンとなっております。

市といたしましては、今後も県や関係市町村との連携をさらに強化しながら、下水道汚泥の有効利用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、5、水道事業についてにお答えをいたします。

水道事業は、安全な飲料水を安心して御利用いただくため、お客様への大きな負担とならないよう経費節減に努めながら、老朽管更新などの施設整備を実施しているところであります。

鳥海ダム建設の事業費が増えたことによる水道事業への影響につきましては、建設に要する費用の1.17%が水道事業の負担金となっており、当初12億8,700万円でありまし

たが、今回の変更で約10億4,000万円の増となり、23億2,800万円となる見込みであります。

負担金の財源といたしましては、国庫補助金、一般会計からの出資金、企業債それぞれ3分の1ずつであり、水道事業会計の増額分としては、企業債分の約3億4,700万円が実質負担となります。

負担金増額分の損益への影響につきましては、ダム使用権の耐用年数が50年であることから、年度ごとの減価償却費として約1,400万円の経費が見込まれますが、今回の負担金増だけでは水道料金の算定に大きく影響が出るものではないと考えております。

一方で、当初の鳥海ダム利水計画整備事業につきましては、令和10年度までに全て完成させるという計画であったため、短期間で多額の投資が必要となり、水道料金の改定が必要と試算しておりましたが、近年の物価高騰による建設コストの上昇や、鳥海ダム事業の工期延長により、事業費や事業期間を適切に見直す必要があることから、今年度と来年度の2か年で、水道事業全体の整備計画について再構築を行うこととしております。

御質問の水道料金改定の時期や金額につきましては、その再構築した整備計画を基に経営戦略を改定いたしますので、その中で財政収支の見通しを立て、水道事業の持続的な安定経営ができるよう、慎重に検討してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん、再質問ありませんか。

○8番（佐藤健司） 御丁寧な御答弁、大変ありがとうございました。何点か再質問させていただきます。

大項目1、人口減少が進む中での行政サービスの在り方についての（1）公民連携の考え方についての中ですけれども、先ほど市長のほうからは、いろいろな手法を用いながら、求められるサービス水準などは維持しながら市民ニーズに対応していきたいという御答弁いただきまして、ぜひそのようにお願いしたいと思っておりますけれども、市民の立場からしますと、例えば、今まで市役所のほうでやっていたことが外部に委託になると、内容を十分に把握できていないからかもしれませんけれども、あたかもサービスが低下した、あるいは、市役所から見放されたとかと受け止めることが多々あるんですけれども、そのようにならないように、サービスは変わらないんだということを事前に周知、PRしていただくことをぜひお願いしたいと思っておりますけれども、その点についてお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問でありますがおっしゃるとおり、市民の感覚というんでしょうか。市がやっていたものが別になるということで、ともすると、サービスが落ちたり、何かいろいろとあまりいい方向で捉えられないという要素も正直あるのかも分かりませんが、もちろんですけれども、そういったことがないようにしっかりやっていきますし、一方で、アウトソーシング等々をすることによってサービスが向上になるというメリットもあるわけですので、市としてもこれからもどんどんそういった公民連携ということは進めていくというところにはありますけれども、質は落とさず、もしくは今以上のものになるように、しっかりと考えながら進めていくべきと私も思っ

ておりますので、そのようにして進めてまいりたいと思います。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大項目1の(2)公共施設の在り方についての再質問ですけれども、先ほど市長も御答弁されておりますけれども、今までは、例えば市の所有の集会施設等を各町内会等に譲渡するケースが多かったということで、はっきり言いますと、非常に削減しやすい分野であったのかなというふうに思います。そういう意味で、今後は削減しにくい分野が残っていくと思うんですけれども、計画でも後半のほうで縮減するパーセント、比率が高くなっていますので、かなり難しいところが最後のほうに残っていくような、もともとそういう計画になっておりますけれども、達成に向けて非常に難しい分野が出てくると思います。だから、必ず減らしてくださいということを言っているわけじゃないんですけれども、難しくなっていく場面が多いと思うんですけれども、それに向けて基本的にやっぱり大丈夫だというふうに思っていてよろしいものでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今の再質問ですけれども、かなりの数の公共施設があって、先ほども答弁しましたけれども、議員も御指摘のとおり、今まであったものをなくすだとか、地域の皆さんとか市民の皆さんにとっては、一つ一ついろいろ思いがあったり、また、やっぱり全く必要ない施設というのは、ある意味一つもないということでしょうか。なので、やっぱりこれを計画どおりに縮減していくというのは、かなり大変なエネルギーが必要だと思っています。御理解いただかなければいけないということも一つありますし、しっかりと説明もしてまいりますし、一方で、ちょっと表現がいいのか分かりませんが、皆さんからこの必要性の話を聞いていると、全くもうできなくなってしまいうんですね。なので、少し思い切って進めていくという場面というの、やっぱりしていかないと先に進んでいかないと私も感じています。必要であるものはしっかり残せる方向では考えてはいきますけれども、思い切ってやらなければいけないということも含めて、計画どおりに進めていくということが、この後の由利本荘市の運営のためにどうしても必要なことで、やっていかなければという思いでいるところであります。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） そのために、先ほど市長もおっしゃっていましたが、市民の皆さんへは早めの情報提供といいましょうか、周知といいましょうか、そういうところをぜひお願ひしたいと思います。意外と情報を出す側は出しているよと言っても、受け手は聞いていないよというのが大概のケースですので、くどいぐらいぜひ、その点についてはお願ひしたいと思います。

続きまして、大項目2、農業振興策についての(1)複合経営の所得向上への方策はについての再質問させていただきます。

先ほど市長から、特に畑作関連で、夢ある園芸産地創造事業等には市もかさ上げ支援されているということで、広く活用できるようになっているということでありましたけれども、誰が考えてもお分かりになることだと思うんですけれども、面積が多くある方と少ない方だと、要するに、粗収入と所得の違いが当然のごとく出てきますし、面積のいっぱいある方は多少資金的には余力もあるんですけれども、少ない方は余力すらない方もいる

わけで、100%支援じゃない場合は、自己資金も必ず必要になってくるわけですので、そういった意味で、どうしても面積の少ない人というのは、次の一步というのは踏み出しにくいのかなということだと思っんですけども、そのところはそういうもんだと言われりゃそうなんですけども、それを理解した上で、何とか次の一步に踏み出せるように、市としてこのところは後押ししてやるよと、今、してやっているんだということだと思っんですけど、さらに市としてできること、今後こういうことをやっていくんだということがあればお願いしたいと思っます。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、そういうもんだとかは全く思っはけませんけども、なかなかやっぱり、多分議員も分かつおおり、今の規模の関係、いろいろと課題もあつたり、大変なところもあつて、悩みも多いわけでありますが、詳細について産業振興部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの佐藤議員の再質問にお答へしたいと思っます。

面積の小さい農家に対して、粗収益が少ないということが必然的なので、その辺の支援は考えられないのかという御質問だと思っます。支援できるにこしたことはないといひますか、ちょっと言葉が適切かどうかは別といたしまして、いずれこれから人口減少、それから農家が減少していく中で、現在より相当少ない農家、いわゆる担い手が田んぼ・水田を守つていかなければならないというところに対して、市がどういった施策を打てるかということだと思っます。農家自体の減少スピードを少しでも鈍化させていくという意味においては、小規模であろうが大規模であろうが、要は、経営維持農家に対しても支援するべきということの考えは一つの考え方だと思っますが、いずれ、市長の答弁にもありまかつおおり、その中で市としてどうしていくべきということに対しては、やはり規模拡大ですとか、複合経営、要するに、より意欲のある農家、小さい農家が意欲があるないと申し上げるつもりはありませんが、目標の志が高い農家に対しては、県と一緒に支援をしてまいりたいというところですので、御理解をいただければと思っます。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） 何とぞよろしくお願ひしたいと思っます。先ほどの一般質問の中でも言ひましかつけど、この緑豊かなきれいな景観といひましようか、それ以外にもいろんな機能がありますけど、この田んぼとか畑というのは、そういう農作物を生産するだけじゃなくて、かなりいろんなメリットがあると思っますし、もし作物が植えられていなければ、あれだけの面積はどうなっているんだろう、緑じゃなくて、例えば、赤色とか黄色になっていればどう感じるかと思へば、大変なことだと思っますよね。やはりそこら辺は残していかなければいけないので、ただ、担い手の人たちだけの責任でというのも酷な話ですので、全ての人たちが関わり合ひながらどうやって残していけるのか考えていかなければいけないと思っますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思っます。

次に、大項目3、洋上風力発電について、（1）地元人材の就業対策は万全かの再質問をお願ひします。

先ほど市内での事業者とのマッチングイベントで、市内企業62社参加されているとい

うことでした。私はこのマッチングイベントがいつ頃行われたのかちょっと把握しておりませんので、何とも言えないんですけど、当初、秋田市等でマッチングイベントを開催されたような頃というのは、由利本荘市、本荘由利地区で言えば、地元の電子部品メーカーがかなり景気がいいときで、当時はそのメーカーから設備投資の発注というのはかなり地元企業に出ていましたので、そのときは、あまりそっちのほうに目を向ける余裕がないというか、そういう状況だったんですけど、ここに来てちょっと、大手電子部品メーカーも足踏みしているような状況ですので、設備投資に関する発注がちょっとこの先薄くなっていますので、そういう意味で、地元企業は、新しい仕事があれば、ぜひそういう事業に参入したいという企業も多いと思いますので、まあ実際にどれだけのかは、私も把握しているわけではないんですけど、今からでもそういう思いがある企業が手を挙げてよくて、土俵に乗れるような状況であれば、後押ししていただければと思いますけども、状況としてはまだ間に合うんでしょうか、間に合わないんでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問であります。やっぱり日がたっていくうちに、いろんな業種の状況も変わってきていて、ぜひ参入をしたい、仕事をしたいという思いを持たれている市内のいろんな事業者の方が日々増えているなという実感をしております。詳細につきましては、部長のほうから答弁させます。

○議長（伊藤順男） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

間に合うのか間に合わないのかということところは、いろんな業種ですとか、いろんなことが関連します。ちょっと何とも言えないところはありますが、例えば、洋上の地質調査ですとか、そういったところはもう既に始まっていますので、そういった意味においては、もう進んでいますよというお答えになると思いますが、それ以外のところについては、参入できるように市も支援していきたいと思っております。

それから、マッチングイベントにつきましては、商工会を事務局にいたしました由利本荘市沖洋上風力発電事業推進協議会というところが立ち上げております。こちらのほうには市のほうも、オブザーバーといいますか、そういった形で参加させていただいておりますが、こちらにはいろんな団体が加入していただいております。例えば工事とかだけにとどまらず、観光協会ですとか、飲食店の組合ですとか、多岐にわたって参加していただいておりますので、市といたしましては、そちらのほうを窓口とさせていただいて、いろんな情報を発信して、業者とつなげていきたいと考えているところでございます。

それから、市長の答弁にもありましたが、この洋上風力を契機に違う分野のほうにも参入したいという意欲のある企業につきましては、イノベーション創出支援事業補助金という制度もありますので、ぜひそちらのほうの御検討をいただければと思います。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） ありがとうございます。洋上風力発電の事業が始まったときに、その場所を貸すだけでは、本来の意味での由利本荘市としての事業にならないと思いますので、出捐金なり固定資産税は入るのかもしれないんですけど、やはり地元の企業な

り、地元の人材がその事業に携わって初めて地元の由利本荘市での事業ということになると思いますので、ぜひそこら辺の後押しをお願いしたいと思います。

続きまして、大項目3、(2)の市と事業者との包括連携事業の進捗について再質問をお願いしたいんですけども、先ほど市長からも御答弁いただいた中で、三菱食品の話も出ましたが、実は、今年の6月下旬でしたか、私ども高志会で三菱食品のほうにお邪魔しまして、視察・研修を行ってまいりました。それで、先ほどの外食業者向けのカatalogでの販売ですとか、あるいは、担当の皆さんが由利本荘市に来ていただいて、いろんな食品業者を視察して見てもらっているようなお話も伺ってまいりました。それで、せっかく外食事業者向けのカatalogでの販売等にも採用してはもらったんですが、多分供給量の問題で期間を限定しての販売になったんだと思うんですけども、せっかくこういう機会を得ることができたので、由利本荘市の立場として、限定販売じゃなく、通年販売できるように供給体制をもっと整えますよ、生産を拡大しますよという考え方はないのでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については部長から答弁させますが、思いとしては私も同じ思いを持っていますので、何とかそういった方向にできればいいなと考えてはございます。

○議長（伊藤順男） 高橋観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（高橋重保） 三菱食品系は、まるごと売り込み課の所管であり私のほうから答弁をさせていただきます。

おっしゃるとおり、通年で大量に送り込めれば、それはそのとおりのいいことだらけではありますが、なかなかそれを市役所主導で全部できるわけでもなく、農家の方、いろいろな関係者の方との協議が必要になってまいります。あわせて流通の確保といったものも出てきて、ここから首都圏に物を定量を運ぶというのはかなりのハードルがあります。よって、まずは、一つの期間にPRを兼ねて一定量を出して、それがどういった効果があるかを検証させていただいて、それから次につなげたいということで、今、協議をさせていただいておりますし、あちらのほうからもこちらに来ていただいて、これは商品化できないかとか、こういうやり方ができないかという協議も来ております。それを農家のほうに呼びかけたり、いろんなことを今、我々やっておりますので、その成果がどういった形で出るかがこの後出てくると思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） よく分かりました。どうぞよろしくお願いたします。

次に、大項目4、第三セクターについて、(1)第三セクターの指針見直し後の経営状況について再質問をお願いします。

特に4社ですか、非常に厳しい状況にあることは理解しております。コロナということも影響していることも十分理解はしておりますけども、先ほど、設立当初から見ると、これだけ人口減ることは想像できなかったと思いますという発言もしましたが、我々の行動パターンというののもちよっとずつ変わってきているのかなと思います。例えば、以前であれば、若い世代も高齢者の方々も、マイクロバスに乗って温泉に入りに行って、そのまま宴会をして帰ってくるというようなパターンが多かったんですけ

ど、今の時代、特に若い世代を中心に、マイクロバスに乗って行って、温泉に入って、宴会するというのは、今、多様化の時代なんで、そういうのは少ないのかなとも思いますし、そういう意味でいきますと、例えば、第三セクターのことを考えた場合、昨日の一般質問で堀井議員からも発言ありましたけど、例えば、新しく、今、出直しをした道の駅岩城ですとか、あるいは道の駅にしめ、あるいは、隣の市で言えば道の駅象潟とか、人が多く通るところの道の駅はやっぱり集客力があるというか、それからあと、例えば、岩城であれば、JA秋田しんせいと連携して毎日新鮮なアスパラガスを販売しているとか、そういう新鮮な農産物であるとか、あるいは水産物であるとか、あるいは何らかのイベントをして人を引きつけるですとか、以前の道の駅の在り方と今の在り方って何か変わってきているのかなというような思いもありますので、そこら辺も考えを変えてやっていかないと、今、厳しい経営のところはそのまま厳しいのかなと思うんですよね。ですから、ほかの道の駅の第三セクターも、若い人の意見を聞きながら、どうやって集客をするか、どうやってイベントを行って人を引きつけるか、あるいは農家の皆さん、あるいは水産物の皆さんと提携して、いかに販売するものを常に準備していくかという、いろんなことを考えないと、ただ厳しい厳しいでは厳しいのままだと思うんですけども、そこら辺はやっぱり大株主として助言等をされる必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

第三セクターの状況については、議員御指摘のとおりでありますし、以前の話をするにあれですけれども、私も議員時代から第三セクターについて、かなりいろいろと心配をしながら、取り組んでまいった経緯があります。おっしゃるとおり、当時の設立の目的であったり、そのときの状況と今とは、確かに違っているというのは現実であります。現実であるということの一つ踏まえて、次の新しい第三セクターというか、例えば、道の駅であれば道の駅の在り方ということを考える時期に来ているというのは全くそのとおりであります。今回、岩城の道の駅については、完全に民間でやるということです。ぽんと入れ替えて、正直産みの苦しみみたいなのはなかったわけではないんですけども、今、大変好評で動いているということはありません。例えば、JAの話が今ちょっと出ましたけども、今まで産直でやっていたので、なかなかJAが中に入ってくるというのはあれでしたけども、今回はそういった考え方もなく、産直もしっかりやって、JAもまた入ると。民間の考え方が入ると変わるなというのを感じています。とはいえ、現段階では、市内にある道の駅等々に改善計画をしっかり出していただいて、今そこに向かって頑張っているの、いい結果が出てくれば、このまま継続ということになるんでしょうし、今の段階ではこの後について何とも言えませんが、そろそろその状況をしっかり見極めて、うまくいかないようであれば、次のことを考えないといけないという状況になってきていると思います。おっしゃるとおり、大株主である市もそういったことにしっかりと関わっていくという責任があると思っていますので、しっかりとそういった対応をしながら、多分今年度だとか、割と早い時期のうちにいろいろな次のことを、継続であれ、新しいことであれ、やっていかなければいけないときに完全に来ているなというような思いでいるところであります。

○議長（伊藤順男） 暫時休憩いたします。

午後 4時21分 休 憩

.....

午後 4時21分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） 大項目5、水道事業について再質問いたします。

先ほどの御答弁で、令和5年、令和6年、2年間に事業費等いろいろ適切に見直しをして再構築されていくということで、まず2年間は値上げはありませんよ、3年目以降は今の時点でクエスチョンですよという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤順男） 三浦企業管理者。

○企業管理者（三浦守） ただいまの再質問にお答えいたします。

令和5年度と6年度で再構築を行い、令和7年度までに経営戦略といいますか、そういうものをつくらなければいけないので、令和8年度以降になるというふうには考えておりますが、損益に大きく関係してくるのが減価償却費であります。大きな投資をして完成をした次の年からその減価償却というのが始まります。なので、簡単に言いますと、今、大きな減価償却費が発生しそうなのは、取水場の整備、これがありますので、ダムの工事が4年延びたということは、さらに4年延びるというふうに、先に造っても休眠施設になってしまいますので、合わせて整備をして効率的に運用したいということでございますので、何年ということを書いてしまうと、またちょっと問題があるかと思っておりますので、令和8年度以降に皆さんにお示しをして、それから説明をさせていただいて周知をしてということになって、最終的には、今言ったような格好で減価償却の始まる頃と御理解をいただきたいと思っております。もう少しというか、まだ先というか、そんな感じだということで御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（伊藤順男） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上で、8番佐藤健司さんの一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了します。

○議長（伊藤順男） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、認定第1号から認定第15号までの15件、議案第134号から議案第137号まで、議案第139号から議案第143号まで、議案第145号から議案第148号までの13件、計28件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結します。

○議長（伊藤順男） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第149号を上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告として、保育料の算定誤りについてを報告させていただきます。

保育所等を利用した際の特定期教育・保育施設利用者負担額、いわゆる保育料につきましては、保護者の市民税額に応じた階層に区分して算定しているものでありますが、税額の更正があった一部の利用者分について、これを反映させないまま保育料を算定し、誤った額を徴収している事例が確認されました。

保育料の算定は、保育業務支援システムにより行っておりますが、現在のシステムは、市民税を算定のベースとする制度改正があった平成27年度より利用していることから、同年まで遡って調査したところ、令和5年度8月分までの保育料について、児童24人分に誤りがあることが確認され、このうち時効により追加徴収ができない1人を除き、23人分の91万2,601円を過大に徴収していたことが判明いたしました。

このうち本年度分については、歳入還付により対応するほか、過年度分については、後ほど説明いたします補正予算をお認めいただいた後、返還することとしたものであります。

今回の保育料の算定誤りについては、制度改正の内容の理解が不十分であったことに加え、導入したシステムの仕様の確認不足と相まって発生したものであり、このたびの事案を重く受け止め、関係職員を9月6日付で訓告等の処分としたところであります。

このたびの事案により、市民の皆様にお迷惑をおかけしましたことにつきまして深くおわび申し上げますとともに、再びこのような事務ミスが起こることのないよう、再発防止に向けたチェック体制を確立するとともに、細心の注意を払いながら事務執行に当たるよう庁内に徹底してまいります。

改めて、このたびの不適正な事案について心からおわびを申し上げますとともに、議案につきましては、議員の皆様から御理解をいただきながら、御審議の上、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

このたびは、大変申し訳ありませんでした。

それでは、追加提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第149号令和5年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、民生費において、保育料還付金及び返還金を追加いたします。

この財源といたしましては、繰越金で手当てし、補正額として73万9,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は506億8,065万4,000円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日、追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日、追加提出されました議案第149号に対する質疑の通告は、休憩中に議

会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩します。

午後 4時30分 休 憩

.....

午後 4時30分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第149号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結します。

○議長（伊藤順男） 日程第4、決算審査特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題とします。

この際、お諮りします。認定第1号から認定第15号までの15件については、決算審査特別委員会を設置し審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第15号までの15件については、決算審査特別委員会を設置し審査することに決定しました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長並びに議員選出監査委員を除く19名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました19名を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに正庁に招集します。

○議長（伊藤順男） 日程第5、提出議案及び陳情の委員会付託を行います。

議案・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託します。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、本日の日程は終了しました。

明9月8日から21日までは委員会開催等のため休会、22日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は、9月21日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

大変御苦労さまでした。

午後 4時33分 散 会